

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る

環境影響評価準備書

要 約 書

令和3年11月

伊 勢 市



## 目 次

第 1 章 都市計画決定権者の名称及び代表者の氏名並びに所在地	1
1-1 都市計画決定権者の名称	1
1-2 代表者の氏名	1
1-3 主たる事務所の所在地	1
第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容	3
2-1 対象事業の名称	3
2-2 対象事業の目的	3
2-3 対象事業の内容	8
第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	43
第 4 章 環境影響評価の項目の選定	49
4-1 影響要因	49
4-2 環境影響評価項目の選定	50
第 5 章 関係地域の範囲	57
第 6 章 方法書に対する意見及び事業者見解	59
6-1 方法書に対する環境の保全の見地からの意見と事業者見解	59
6-2 方法書に対する方法書関係市町長意見と事業者見解	69
6-3 方法書に対する知事意見と事業者見解	69
第 7 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	71
第 8 章 事後調査の実施計画	89
第 9 章 その他	93
9-1 環境影響評価方法書の作成者及び業務受託者の氏名及び住所	93
9-1-1 環境影響評価準備書の作成者	93
9-1-2 業務受託者の氏名及び住所	93
9-2 事業内容等に関する問い合わせ窓口	93



# 第1章 都市計画決定権者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

## 1-1 都市計画決定権者の名称

伊勢市

## 1-2 代表者の氏名

伊勢市長 鈴木 健一

## 1-3 主たる事務所の所在地

三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号

### (参考)

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：伊勢広域環境組合

代表者：管理者 鈴木 健一

所在地：三重県伊勢市西豊浜町 653 番地

---

### (備考)

「三重県環境影響評価条例」(平成10年 三重県条例第49号)第39条において、対象事業を「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)に規定する都市施設として都市計画に定める場合、事業者に代わるものとして、都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて環境影響評価手続きを行うこと、とされている。

本事業は、「都市計画法」の手続きを伴う事業であることから、都市計画決定権者である伊勢市が、事業者である伊勢広域環境組合に代わり「三重県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続きを行うものである。



## 第2章 対象事業の名称、目的及び内容

### 2-1 対象事業の名称

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業（以下、「本事業」という。）

### 2-2 対象事業の目的

#### 2-2-1 対象事業の目的

伊勢広域環境組合（以下、「組合」という。）は、伊勢市、明和町、玉城町及び度会町（以下、「構成市町」という。）で構成している一部事務組合であり、ごみ処理施設、し尿処理施設及び斎場の運営維持管理を行っている。

ごみ処理施設は、平成8年4月に供用開始した可燃ごみ処理施設、平成7年2月に供用開始した粗大ごみ処理施設及び平成12年4月に供用開始したリサイクルプラザを有しており、構成市町から排出される一般廃棄物を適正に処理している。既存施設の概要は、表2-1に示すとおりである。

可燃ごみ処理施設については、平成8年からの供用開始ではあるが、ごみピットを含む建築物の一部は昭和50年4月に供用開始した旧施設から活用しており、その多くは経過年数が約46年となり、老朽化が著しい状況にある。また、平成19年度から平成23年度にかけて大規模修繕を実施したものの、エネルギー回収の増強を図る改造や建築物の改修は実施しておらず、適正処理、安定処理及び維持管理費等を考慮すると、新たな施設への更新が求められている状況にある。

粗大ごみ処理施設は供用開始後約26年、リサイクルプラザは供用開始後約21年が経過しており、可燃ごみ処理施設の更新を見据えて、より効率的な処理施設の整備が求められており、構成市町における唯一のごみ処理施設の更新に向けた具体的な検討を行う時期にきている。

以上の状況から、組合では構成市町における長期的視点に立ったごみ処理の適正処理、安定処理を維持するための基本的な考え方及びごみ処理施設の整備方針をとりまとめた「ごみ処理施設整備基本構想」（平成31年4月）（以下、「基本構想」という。）を策定した。

本事業は、構成市町におけるごみの適正処理、安定処理を維持するため、基本構想に基づき、老朽化しているごみ処理施設の更新を行うことを目的とする。

表 2-1 既存施設の概要

施設	可燃ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
所在地	伊勢市西豊浜町653番地		
処理対象区	構成市町（伊勢市・明和町・玉城町・度会町）		
敷地面積	約2.37ha		
処理能力・ 処理方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全連続燃焼式ストーカ炉</li> </ul> 240t/日 （120t/24時間×2炉）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横型回転式破砕機</li> <li>30t/5時間 1基</li> <li>・剪断式破砕機</li> <li>15 t /5時間 1基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他プラスチック製 容器包装梱包設備</li> <li>24t/5時間 1基</li> <li>・びん選別設備</li> <li>10t/5時間 1基</li> </ul>
供用開始	平成8年4月 <sup>注)</sup> （平成19～23年度に大規模修繕を実施）	平成7年2月	平成12年4月

注) ごみピットを含む建築物の一部は、昭和50年4月に供用開始した旧施設から活用している。

## 2-2-2 ごみ処理の現状

組合の構成市町における年間ごみ排出量の実績は図 2-1に、1人1日当たりのごみ排出量の推移は図 2-2に示すとおりである。

平成27年度から令和元年度までの年間ごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移をみると、構成市町全体では減少傾向となっている。市町別にみると、伊勢市では減少傾向にあるが、明和町、玉城町、度会町は横ばいまたは増加傾向で推移している。

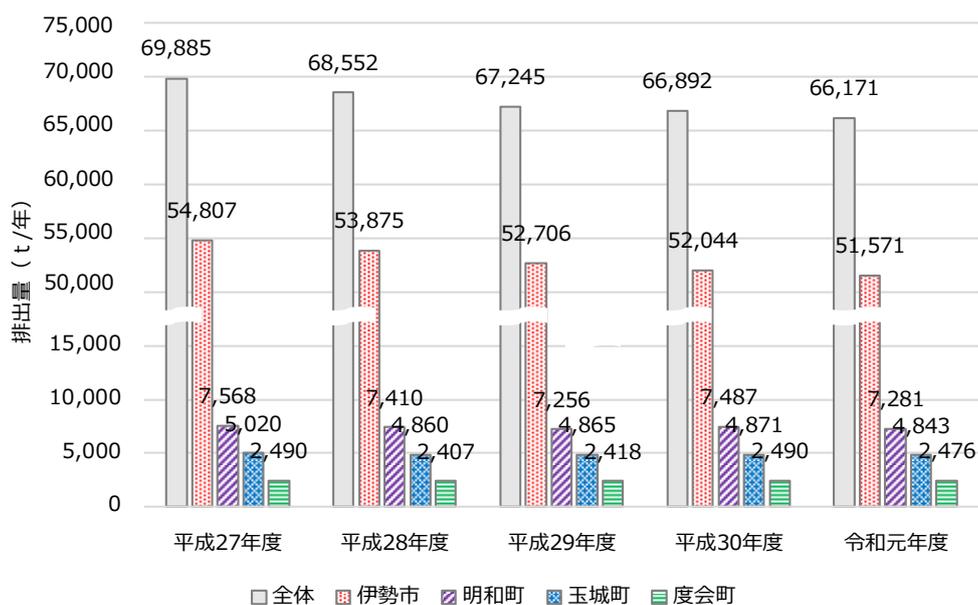


図 2-1 年間ごみ排出量実績の推移

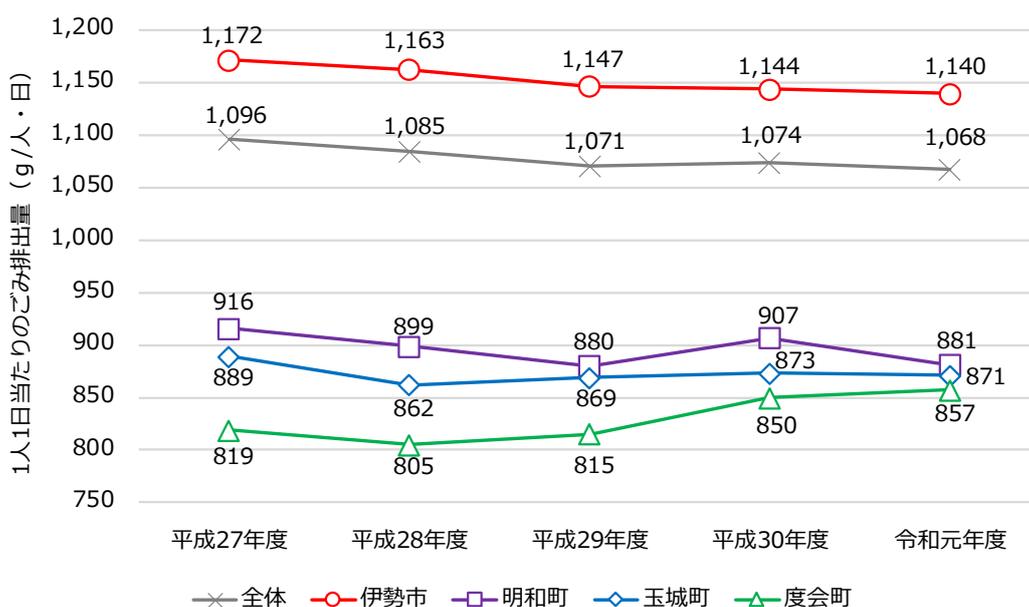


図 2-2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

### 2-2-3 ごみ処理体系

構成市町における現在のごみ処理体系は図 2-3、将来のごみ処理体系は図 2-4に示すとおりである。

現在の構成市町では、一部の資源物や直接埋立物を除き、組合による中間処理を行っており、処理後の資源物や残さは組合からの民間委託によって資源化や最終処分をしている。なお、計画施設では、処理後の資源物や残さは民間委託によって資源化を行う計画である。

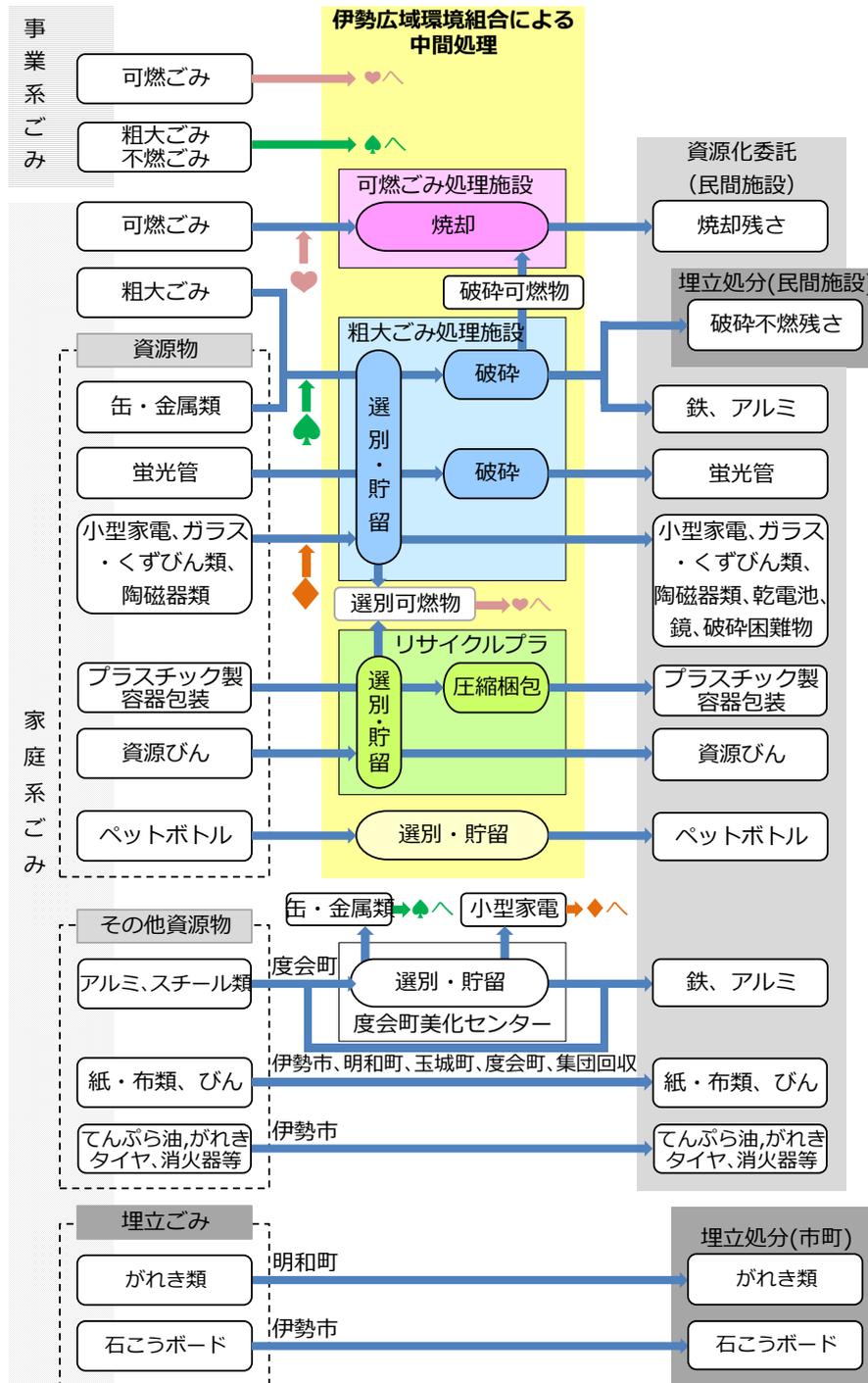


図 2-3 構成市町における現在のごみ処理体系

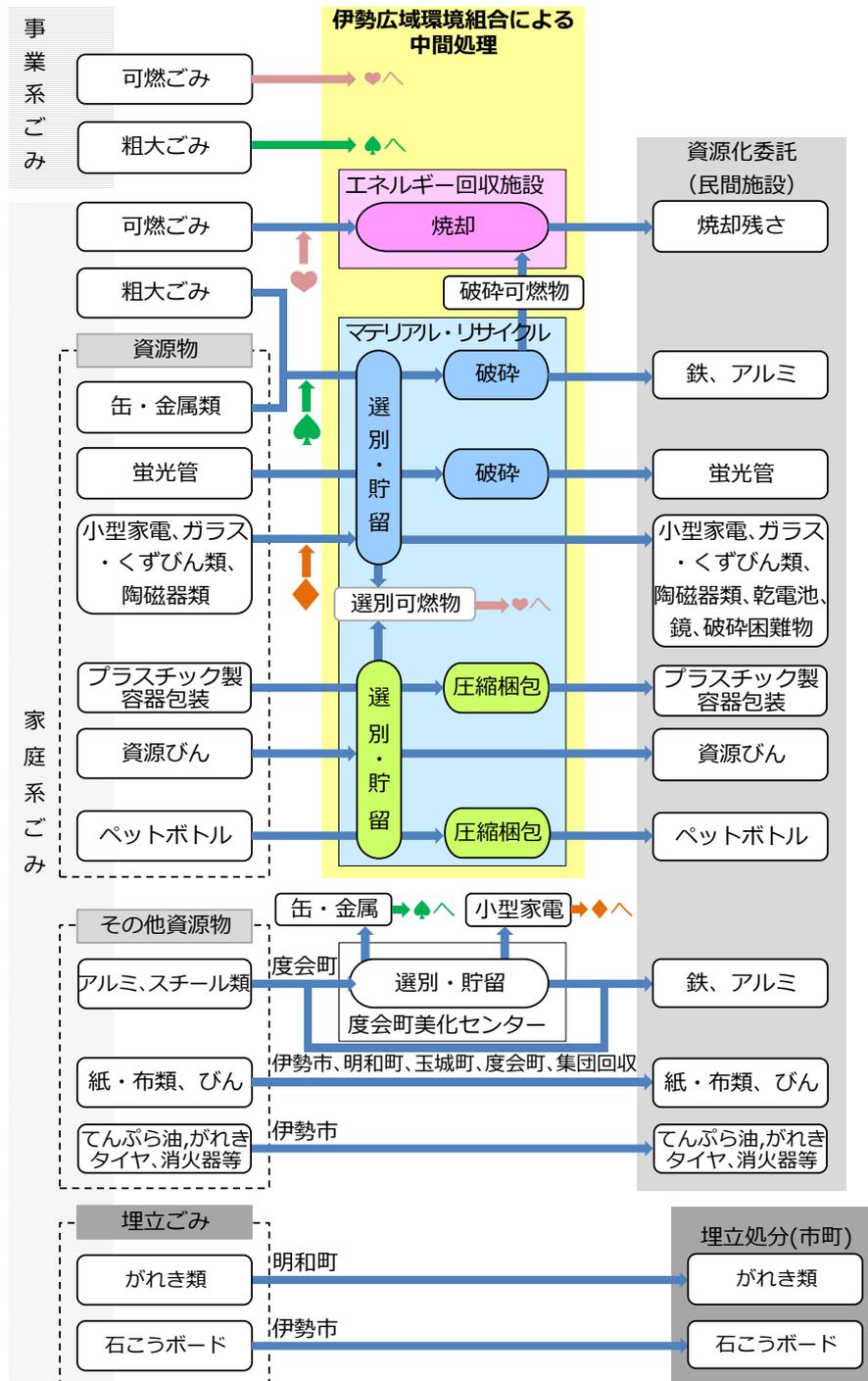


図 2-4 構成市町における将来のごみ処理体系

## 2-3 対象事業の内容

### 2-3-1 三重県環境影響評価条例に規定する対象事業の種類・内容

種類：廃棄物処理施設の設置事業

内容：ごみ焼却施設の設置

### 2-3-2 対象事業の規模

本事業において設置するごみ焼却施設（エネルギー回収施設）の処理能力は、表 2-2に示すとおりである。本事業は、ごみ焼却施設の一時間当たりの処理能力が約8.5 t であることから、三重県環境影響評価条例の対象事業（ごみ焼却施設の規模要件：4 t/h 以上）となる。

なお、粗大ごみや資源ごみの処理を行うマテリアルリサイクル推進施設もあわせて整備する計画である。

表 2-2 可燃ごみ処理施設の処理能力

分類	処理品目	処理能力(t/日)
焼却（可燃）	可燃ごみ	205 <sup>注)</sup> (約 8.5 t/h)

注) 災害廃棄物を考慮した施設規模として、供用開始予定である令和9年度の計画処理量に8%上乗せした施設規模としている。

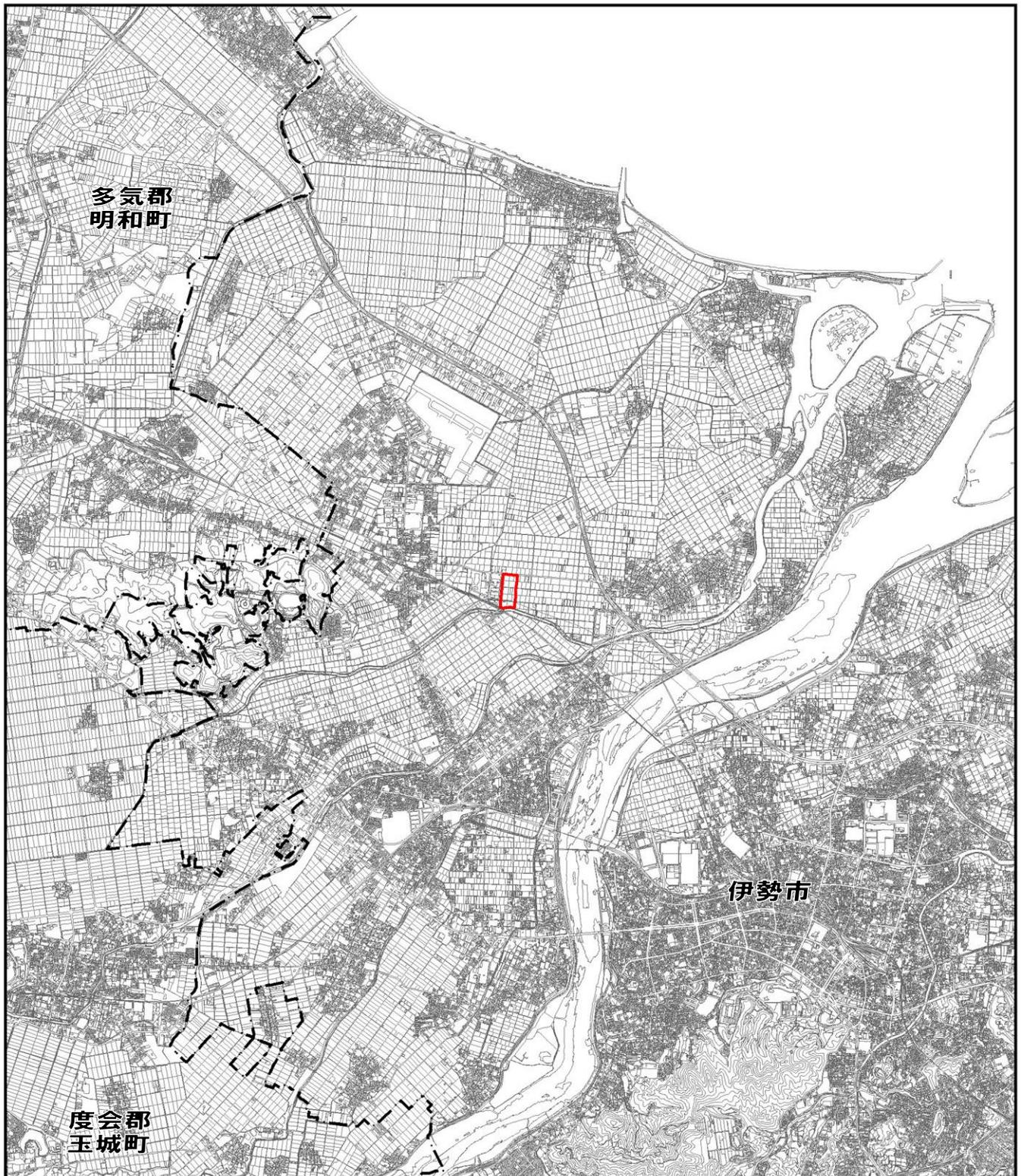
### 2-3-3 対象事業実施区域の位置

対象事業の実施区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置は図 2-5に示すとおりであり、伊勢市の西側に位置している。

本事業は「都市計画法」に基づく都市計画決定の変更手続きを伴うものであり、図 2-6に示すとおり、すでに都市計画ごみ処理場として都市計画決定されている既存施設の敷地に計画施設の敷地を追加し、一体として区域を設定する計画である。また、関連事業として、本事業にあわせて市道の付け替え整備を行う計画である。

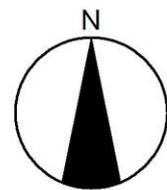
対象事業実施区域周辺の航空写真は、図 2-7に示すとおりであり、周辺は主に耕作地や住宅地となっている。対象事業実施区域近傍をみると、北側、東側及び南側は田、雑種地等、西側は事業所となっており、南側には近鉄山田線や相合川が隣接している。

また、対象事業実施区域周辺の都市計画図は、図 2-8に示すとおりである。伊勢市都市計画図（令和3年2月 伊勢市）の区域区分によると、対象事業実施区域は、特定用途制限地域の第一種田園・集落地区に指定されているが、計画施設の整備にあたり、用途地域の変更手続き（幹線道路沿道流通・業務地区に変更）を、都市計画決定の変更手続き及び環境影響評価手続きとあわせて行う予定である。



凡 例

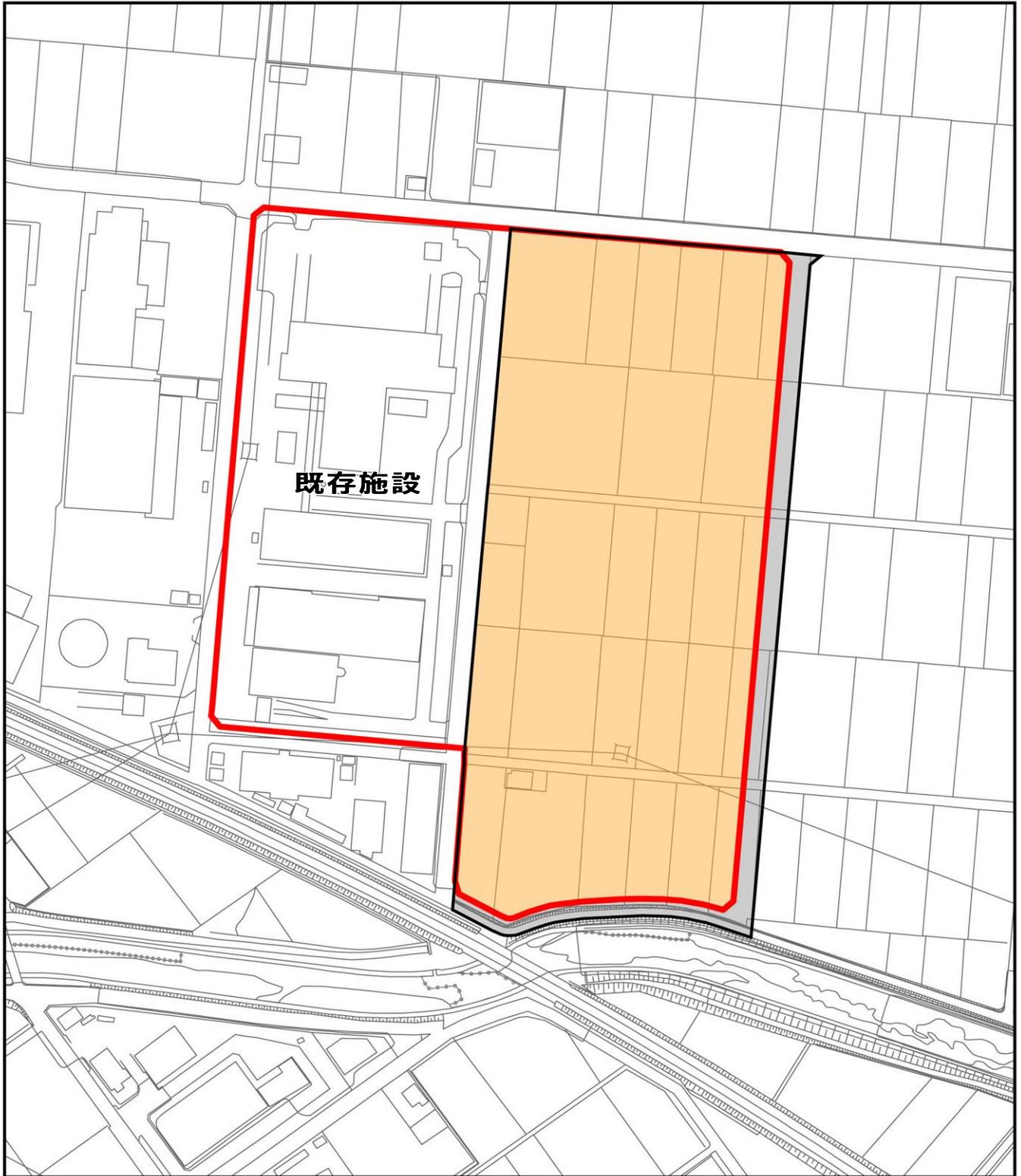
- 対象事業実施区域
- 市町境



1:50,000

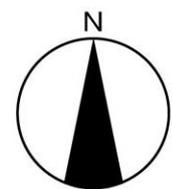


図 2-5 対象事業実施区域の位置



凡 例

- 対象事業実施区域
- 都市計画決定区域(変更後)
- 関連事業



1:2,500

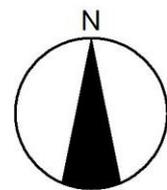


図 2-6 対象事業実施区域の位置 (詳細)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境



1 : 25,000



図 2-7(1) 対象事業実施区域周辺の航空写真



凡 例

 対象事業実施区域

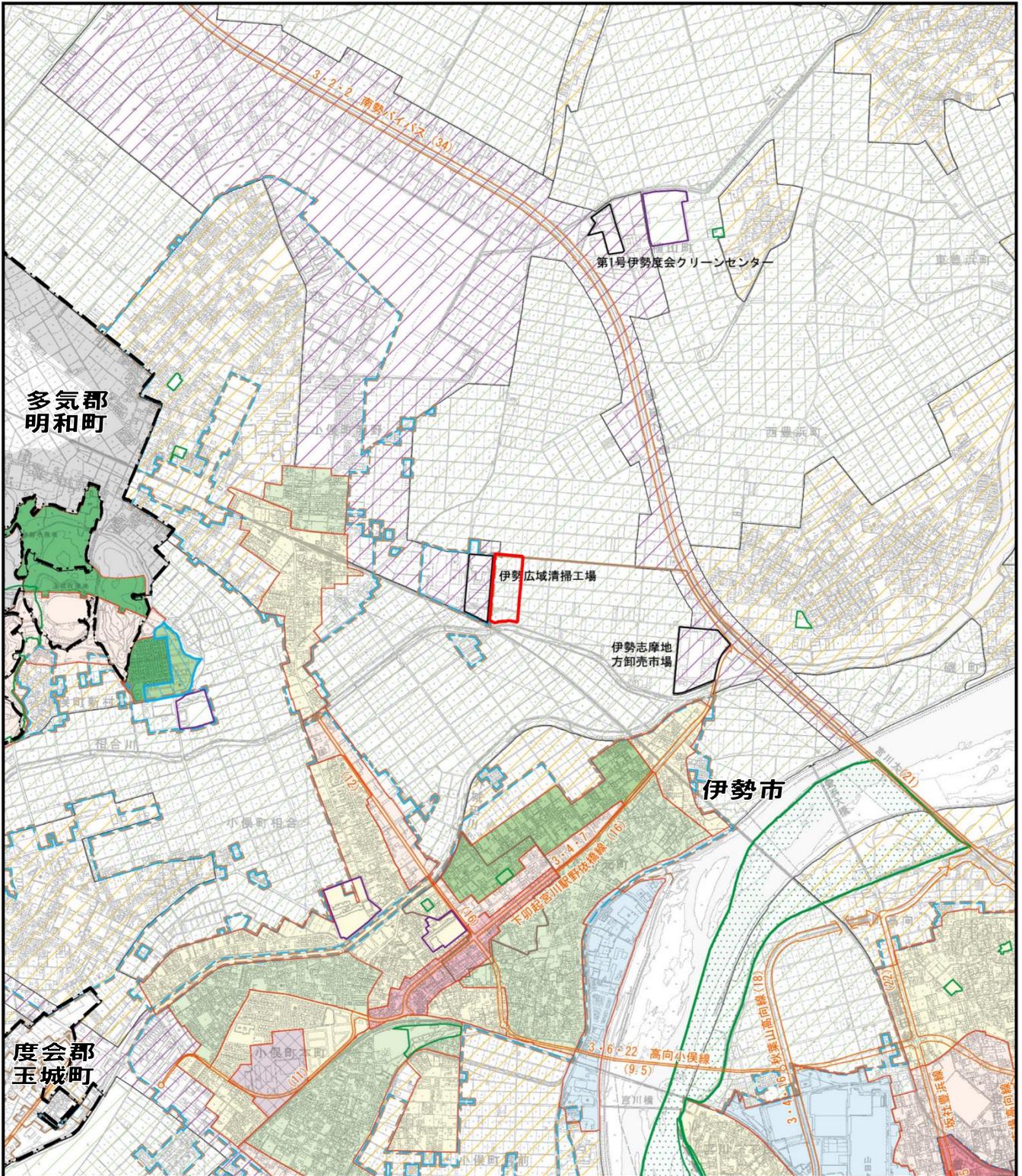


1:5,000

0 50m 100m 200m

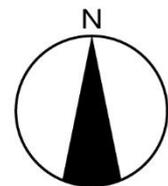


図 2-7(2) 対象事業実施区域周辺の航空写真（拡大図）



凡 例

- |   |              |   |               |
|---|--------------|---|---------------|
|  | 対象事業実施区域     |  | 市町境           |
|  | 第一種低層住居専用地域  |  | 第二種田園・集落地区    |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 幹線道路沿道流通・業務地区 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 準防火地域         |
|  | 第一種住居地域      |  | 都市計画道路        |
|  | 第二種住居地域      |  | 都市計画公園        |
|  | 近隣商業地域       |  | 都市計画学校        |
|  | 商業地域         |  | 下水道区域(雨水)     |
|  | 工業地域         |  | 下水道区域(汚水)     |
|  | 風致地区         |  | 下水幹線          |
|  | 第一種田園・集落地区   |  | 区画整理事業        |



1:25,000



図 2-8 都市計画図

## 2-3-4 対象事業の内容に関する事項

### 1. 対象事業の基本コンセプト及び基本方針

本事業の基本コンセプトは以下のとおりである。

**安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設とします。**

本事業の実施にあたっては、安全・安心が最も重要であるとの認識のもと、循環型社会の形成と廃棄物のエネルギー回収及びその有効利用に配慮するとともに、地域社会に貢献できる施設を目指す計画としている。

また、基本コンセプトの実現に向けて掲げている施設整備の基本方針は、表 2-3に示すとおりである。

表 2-3 施設整備の基本方針

基本方針 1	<b>○安全・安心に配慮した施設</b> 事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、住民が安心して生活できる施設の整備を目指します。
基本方針 2	<b>○構成市町で発生する一般廃棄物を安定的に処理できる施設</b> 構成市町で日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。
基本方針 3	<b>○経済性・効率性に優れた施設</b> 施設整備における競争性を確保するとともに、施設整備費と維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を図った施設とします。
基本方針 4	<b>○資源とエネルギーを高効率に回収し有効利用を図ることが可能な施設</b> 効率的な資源回収と最終処分量の低減を図り、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。
基本方針 5	<b>○処理に伴う二酸化炭素等の排出量の低減が図られた環境に優しい施設</b> 処理プロセスによる温室効果ガスを可能な限り低減するシステムの構築および省エネルギーシステム、余熱利用計画等による地球温暖化の防止を図ります。
基本方針 6	<b>○地域に開かれ親しまれる施設</b> 環境啓発や情報発信のための施設見学対応に加え、3R啓発のための機能などの施設も広く住民に開放し、周辺の景観との調和にも配慮することで、訪れた人が憩える、住民に広く親しまれる施設とします。
基本方針 7	<b>○地域社会に貢献できる施設</b> 施設整備期間および施設の運営期間において、地域の企業や人材の育成、資源・エネルギーの地産地消等、地域に貢献できる施設の整備を目指します。
基本方針 8	<b>○災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設</b> 耐震化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時の早期復旧・継続的な処理が行えることを目指した施設とするとともに、災害時のエネルギー供給や避難所等防災拠点の機能を備えることについても検討します。

## 2. 対象事業の内容の概略

### (1) 計画施設の諸元

本事業では、可燃ごみ等の処理を行うエネルギー回収施設のほか、粗大ごみや資源ごみの処理を行うマテリアルリサイクル推進施設もあわせて整備する計画である。本事業において設置するエネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設（以下、「計画施設」という。）の諸元は、表 2-4に示すとおりである。

表 2-4 計画施設の諸元

項 目		計画諸元
所在地		三重県伊勢市西豊浜町 597 番地 1 ほか
事業実施区域		約 3.5ha (都市計画決定区域は約 6.05ha)
稼働目標年度		令和 9 年度
エネルギー回収施設	計画処理量	50,875 t / 年
	処理能力	205 t / 日 (災害廃棄物を含む)
	処理方式	焼却処理方式 (ストーカ式)
マテリアルリサイクル推進施設	処理対象物・ 処理能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ、缶・金属類：15 t / 日</li> <li>・乾電池：0.5 t / 日</li> <li>・蛍光管：0.5 t / 日</li> <li>・ガラス・くずびん類、陶磁器類：3 t / 日</li> <li>・資源びん：6 t / 日</li> <li>・ペットボトル：2.5 t / 日</li> <li>・プラスチック製容器包装：6 t / 日</li> </ul>
	処理方式	破碎・選別・圧縮梱包

### (2) 処理能力の算定

#### ① エネルギー回収施設

エネルギー回収施設の処理能力は、205 t / 日 (24h) と計画している。

処理能力については、平成 31 年 4 月に策定した基本構想及び令和 3 年度に見直しを行う 1 市 3 町のごみ処理基本計画において以下のとおり算出されている。

## ア. 計画処理量

計画ごみ処理量の推計にあたっては、平成 27 年度から令和元年度までの実績を使用したトレンド法を用い、構成市町によるごみ減量に向けた施策の実施を勘案して計算している。

### (ア) 可燃ごみ焼却の処理量

エネルギー回収施設における計画ごみ処理量は、構成市町の将来の人口から検討している。構成市町の将来の人口が年々減少傾向にあることから、令和 2 年度以降の計画ごみ処理量も減少すると推計している。

稼働開始予定年度である令和 9 年度の計画ごみ処理量は 50,875 t /年である。また、計画年間日平均処理量は、50,875 t /年を年間日数 365 日で除した 139.4 t /日とする。

### (イ) 災害廃棄物の処理量

エネルギー回収施設が担う災害廃棄物の処理能力は、上乗せ可能な処理能力を他自治体の災害廃棄物処理量の設定状況を確認したうえで検討している。

直近過去 10 年間において災害廃棄物を見込んだ他自治体の状況を確認すると、災害廃棄物以外の処理対象ごみに対する災害廃棄物の割合は、平均すると約 8 % と設定している。

以上の結果から、上乗せ可能処理能力は、構成市町の将来ごみ処理量から算出した施設規模の 8 % とした。

## イ. 処理能力

### (ア) 可燃ごみ焼却

可燃ごみ焼却の処理能力は、ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017 改訂版)((公社)全国都市清掃会議)に基づき、1 日あたりに処理する能力を次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{処理対象ごみ量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \div \text{調整稼働率 (c)}$$

a 処理対象ごみ量：139.4 t /日

b 実稼働率：0.767 (実稼働日数 (365 日 - 85 日<sup>注)</sup>) ÷ 365 日)

注) 補修整備期間 (30 日) + 補修点検期間 (15 日 × 2 回) + 全停止期間 (7 日)  
+ 起動に要する日数 (3 日 × 3 回) + 停止に要する日数 (3 日 × 3 回)

c 調整稼働率：0.96

注) 調整稼働率：正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数。

これにより、エネルギー回収施設の処理能力は、以下のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{処理能力} &= (139.4 \text{ t/日}) (a) \div (0.767) (b) \div 0.96 (c) \\ &= 190 \text{ t/日 (小数点以下繰上げ)} \end{aligned}$$

(イ) 災害廃棄物

構成市町の将来ごみ処理量から算出した施設規模の8%を上乗せ可能処理能力として以下のとおり設定する。

$$\begin{aligned} \text{上乗せ可能処理能力} &= 190 \text{ t/日} \times 8\% \\ &= 15 \text{ t/日 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

(ウ) エネルギー回収施設の処理能力

エネルギー回収施設の処理能力は、構成市町の将来ごみ処理量から算出した施設規模と上乗せ可能処理能力を勘案して以下のとおり設定する。

$$\begin{aligned} \text{エネルギー回収施設の施設規模} &= \text{構成市町の将来ごみ処理量から算出した施設規模} \\ &\quad + \text{上乗せ可能処理能力} \\ &= 190 \text{ t/日} + 15 \text{ t/日} \\ &= 205 \text{ t/日} \end{aligned}$$

② マテリアルリサイクル推進施設

ア. 計画処理量

稼働開始予定の令和9年度における計画ごみ処理量は表 2-5 に示すとおりである。

なお、災害廃棄物の処理は、日々の稼働時間延長及び休日稼働で十分に処理できるため、処理能力の上乗せは行わない。

表 2-5 計画処理量

区分	計画ごみ処理量 (t/年)	計画年間日平均 処理量(t/日)
粗大ごみ、缶・金属類、スプレー缶、小型家電	3,077	8.43
資源びん	1,194	3.27
ガラス・くずびん類、陶磁器類	632	1.73
乾電池	50	0.14
蛍光管	31	0.08
ペットボトル	392	1.07
プラスチック製容器包装	1,226	3.36
合計	6,602	18.08

注) 計画年間日平均処理量=計画ごみ処理量÷365日

イ. 処理能力

マテリアルリサイクル推進施設等の施設規模については、ごみ処理施設構造指針解説((公社)全国都市清掃会議)に基づき、1日あたりに処理する能力を次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{計画年間日平均処理量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \times \text{月変動係数 (c)}$$

a 処理対象ごみ量 (表 2-5)

b 実稼働率: 0.671 (実稼働日数 (365日 - 120日<sup>注)</sup>) ÷ 365日)

注) 年間休日日数 (土日、祝日、年末年始)

c 月変動係数: 表 2-6 参照

注) 月変動係数は、過去5か年の年度ごとの月最大変動係数を平均して算出

表 2-6 処理対象物別月最大変動係数

処理対象物	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
粗大ごみ、缶・金属類、スプレー缶、小型家電	1.18	1.17	1.14	1.2	1.25	1.19
資源びん	1.12	1.14	1.12	1.06	1.07	1.10
ガラス・くずびん類、陶磁器類	1.15	1.22	1.18	1.25	1.18	1.20
乾電池	1.14	1.27	1.38	1.22	1.24	1.25
蛍光管	1.56	1.92	1.53	1.60	1.46	1.61
ペットボトル	1.41	1.45	1.51	1.42	1.31	1.42
プラスチック製容器包装	1.09	1.07	1.05	1.10	1.08	1.08

上記設定より算定した処理対象物別の処理能力は以下のとおりとなる。

<p><b>【粗大ごみ、缶・金属類、スプレー缶、小型家電】</b>          処理能力=8.43 t/日÷0.671×1.19          =15.0 t/日≒15 t/日</p>
<p><b>【資源びん】</b>          処理能力=3.27 t/日÷0.671×1.10          =5.4 t/日≒6 t/日</p>
<p><b>【ガラス・くずびん類、陶磁器類】</b>          処理能力=1.73 t/日÷0.671×1.20          =3.1 t/日≒3 t/日</p>
<p><b>【乾電池】</b>          処理能力=0.14 t/日÷0.671×1.25          =0.3 t/日≒0.5 t/日</p>
<p><b>【蛍光管】</b>          処理能力=0.08 t/日÷0.671×1.61          =0.2 t/日≒0.5 t/日</p>
<p><b>【ペットボトル】</b>          処理能力=1.07 t/日÷0.671×1.42          =2.3 t/日≒2.5 t/日</p>
<p><b>【プラスチック製容器包装】</b>          処理能力=3.36 t/日÷0.671×1.08          =5.4 t/日≒6 t/日</p>

### 3. 本事業の整備手法

事業方式については、「基本構想」において、経済的にメリットがあると考えられる公設民営の5つの方式から選定を行っており、運営事業者選定における競争性の確保、費用負担などの観点から最も望ましいDBO方式※に決定した。

また、施設計画や工事計画は、複数のメーカーアンケートにより設定した。なお、排ガス等の条件等は環境影響が最大となるように設定した。

---

※施設を組合で所有し、設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に一括発注する方式で、DBOはDesign-Build-Operate（デザイン・ビルド・オペレイト）の略。

#### 4. 対象事業の実施期間

本事業のスケジュール（予定）は、表 2-7に示すとおりである。

令和元年度より基本計画策定、令和2年度より三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施し、環境影響評価手続きは令和4年度までの約3年間で行う計画である。

また、事業者の選定は令和4年度から行い、令和6年度に工事着手、その後、令和9年度から供用開始する計画である。なお、既存施設の解体を計画施設の供用開始後に行う予定であり、詳細な時期は未定である。

表 2-7 本事業のスケジュール（予定）

	令和（西暦）								
	元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)
基本計画	■								
環境影響評価		■							
事業者選定				■					
施設整備					■				
試運転									■
供用 <sup>注)</sup>									■→

注) 計画施設の供用開始後、既存施設の解体を行う予定である。

## 5. 施設計画

### (1) 処理フロー

基本処理フローは、図 2-9に示すとおりである。

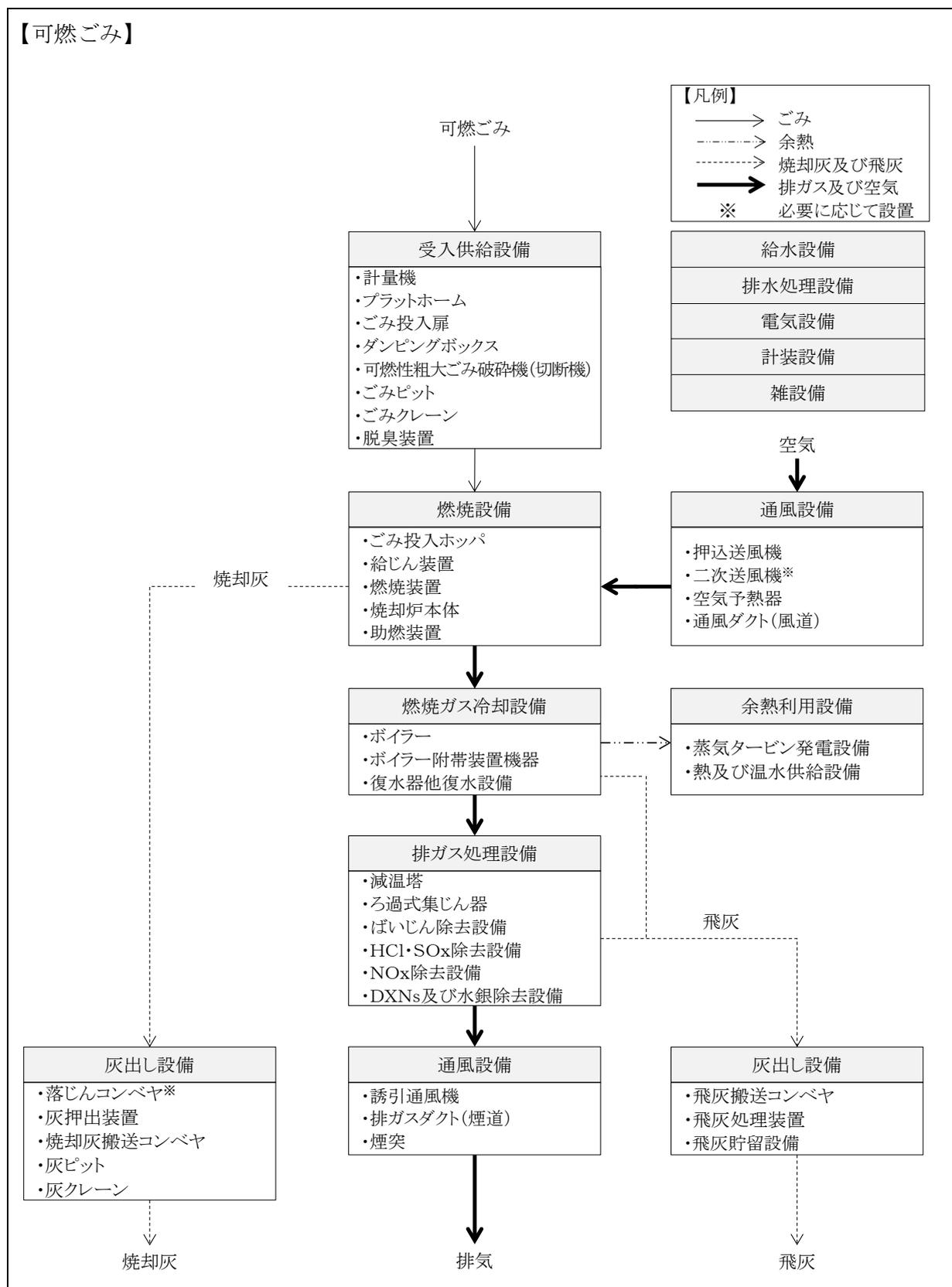


図 2-9(1) 基本処理フロー

【粗大ごみ、缶・金属類、スプレー缶、小型家電】

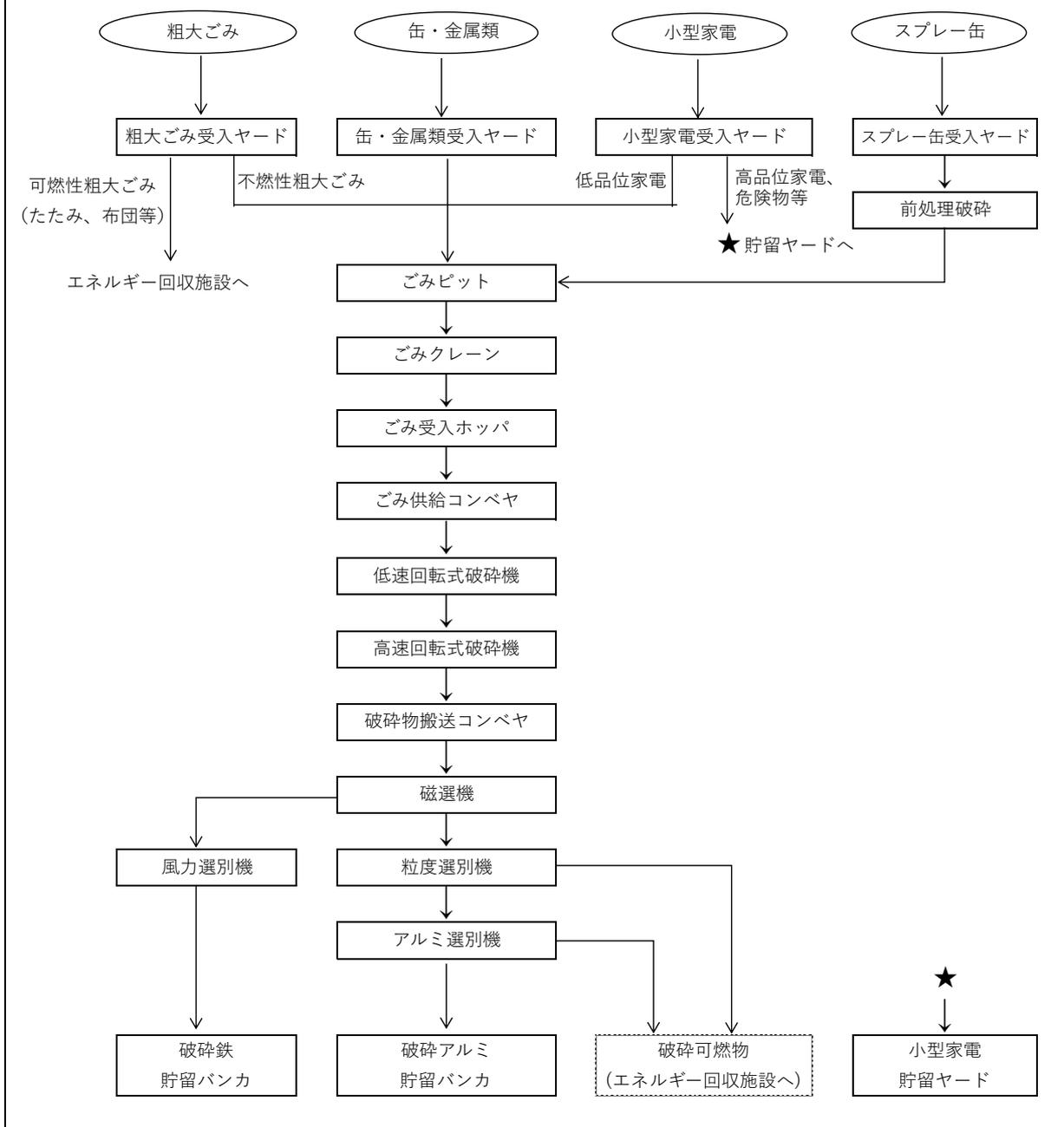


図 2-9 (2) 基本処理フロー

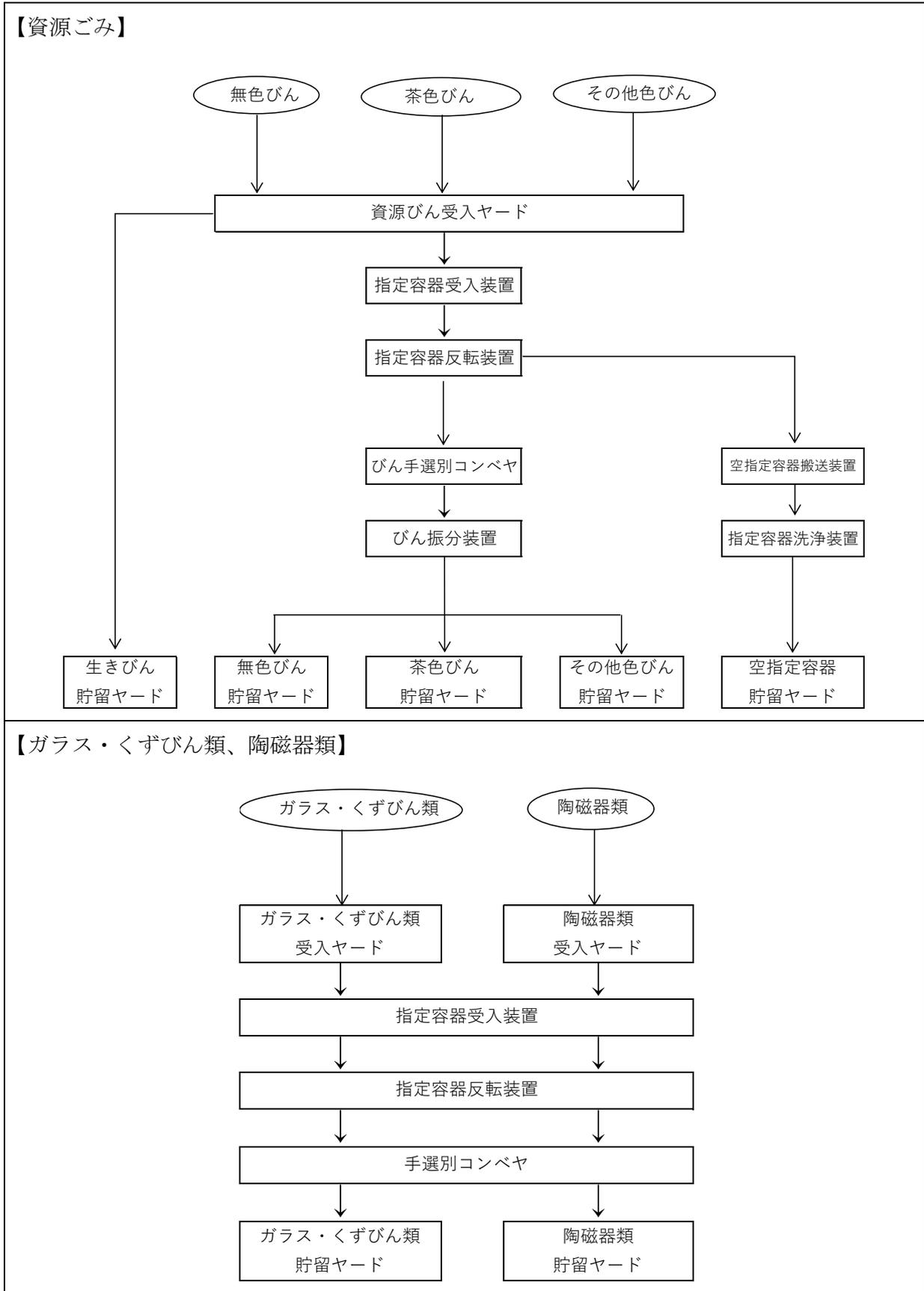


図 2-9 (3) 基本処理フロー

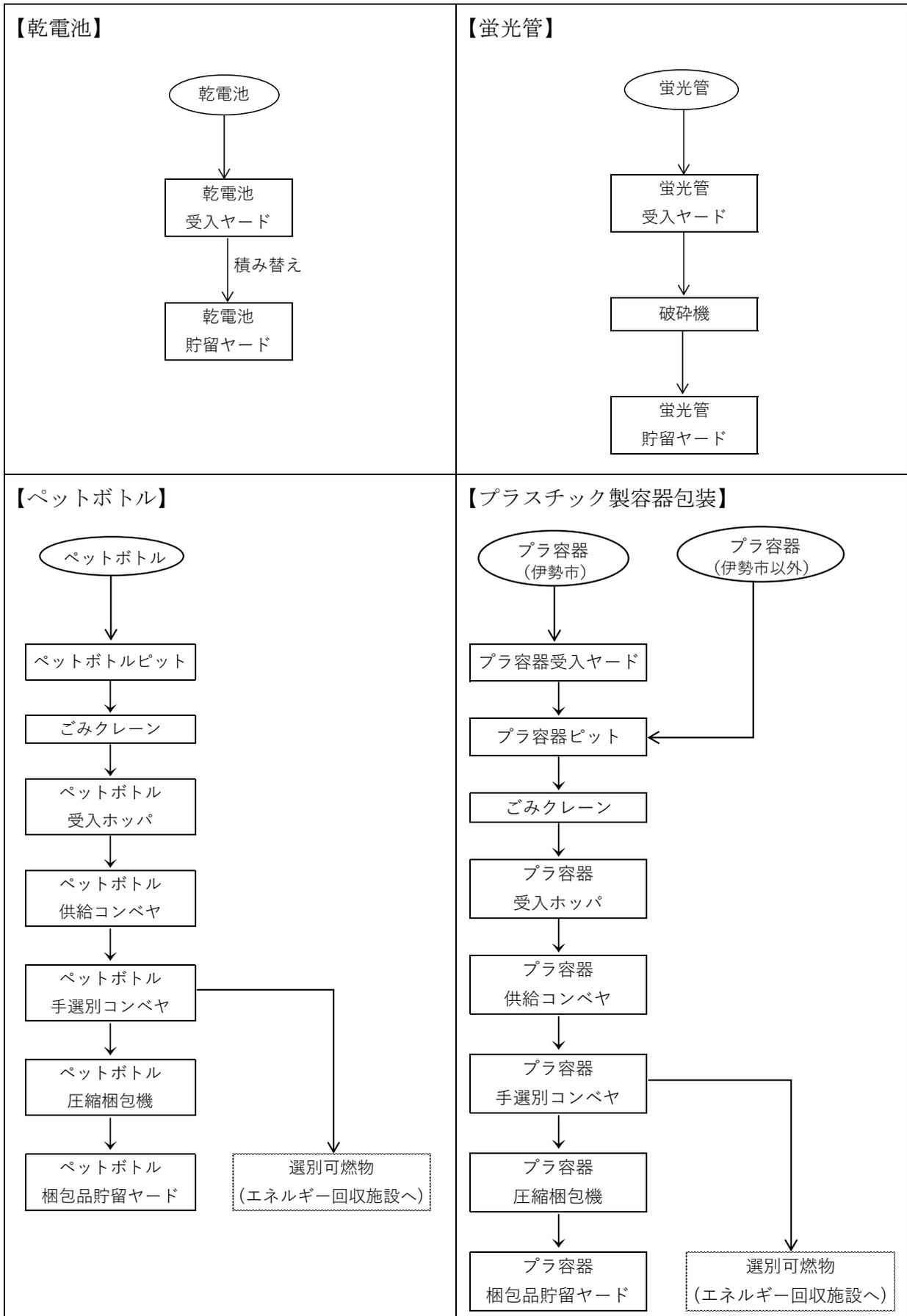


図 2-9(4) 基本処理フロー

## (2) 施設配置

対象事業実施区域における土地利用計画は、表 2-8及び図 2-10に示すとおりである。

対象事業実施区域内には処理棟（エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設）、管理棟、計量棟等の建築物、構内道路や駐車場、緑地等を配置する計画である。面積の構成比は、建築物等が最も高く、次いで構内道路が高くなっている。

なお、既存施設解体後の跡地利用は公園を計画している。

また、対象事業実施区域は幹線道路沿道流通・業務地区に用途地域を変更する予定であり、建ぺい率60%、容積率200%の指定を受ける。

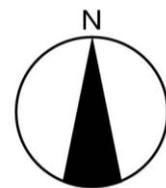
表 2-8 土地利用計画

区分	面積	構成比
建築物等	約 8,180 m <sup>2</sup>	23.4%
構内道路	約 7,390 m <sup>2</sup>	21.1%
駐車場	約 6,020 m <sup>2</sup>	17.2%
緑地	約 6,560 m <sup>2</sup>	18.7%
調整池	約 6,600 m <sup>2</sup>	18.9%
鉄塔	約 250 m <sup>2</sup>	0.7%
合計	約 35,000 m <sup>2</sup>	100%



凡 例

-  対象事業実施区域
-  建築物等
-  構内道路
-  駐車場
-  緑地（調整池含む）
-  鉄塔



1:2,500



図 2-10 土地利用計画図

### (3) プラント設備概要

施設内に設置するプラント設備の概要は、表 2-9に示すとおりである。

表 2-9 プラント設備の概要

施設名	設備名	内容
エネルギー回収施設	受入供給設備	計量機：最大秤量30 t、設置台数4台 投入扉：観音開き式、5基 前処理機械：切断式破砕機 ごみピット容量：5,500 m <sup>3</sup> 以上
	燃焼設備	ストーカ式燃焼装置
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー方式
	排ガス処理設備	ばいじん除去設備：ろ過式集じん器 硫黄酸化物・塩化水素除去設備：乾式法 窒素酸化物除去設備：無触媒脱硝法 ダイオキシン類及び水銀除去設備：(ろ過式集じん器) + 活性炭吹込法
	余熱利用設備	発電設備：蒸気タービン発電設備 供給設備：熱及び温水供給設備
	通風設備	通風設備方式：平衡通風方式（押込通風+誘引通風） 煙突：2炉構成
	灰出し設備	焼却灰・飛灰処理：乾燥状態+湿潤状態（薬剤処理）
マテリアルリサイクル推進施設	受入・貯留	ヤード方式 ごみピット方式
	破砕設備	一次破砕機：低速回転式破砕機 二次破砕機：高速回転式破砕機

### (4) 建築物等概要

建築物等の想定概要は、表 2-10に示すとおりである。また、エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設（合棟）の立面図は図 2-11に示すとおりである。

表 2-10 建築物等の想定概要

設備名	内容
エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設（合棟）	規模：幅47.0m×奥行き122.0m×高さ30.8m（屋上の扶壁含む） 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
煙突	規模：幅5.0m×奥行き5.0m×高さ59.0m
管理棟	規模：幅37.0m×奥行き22.0m×高さ15.5m 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

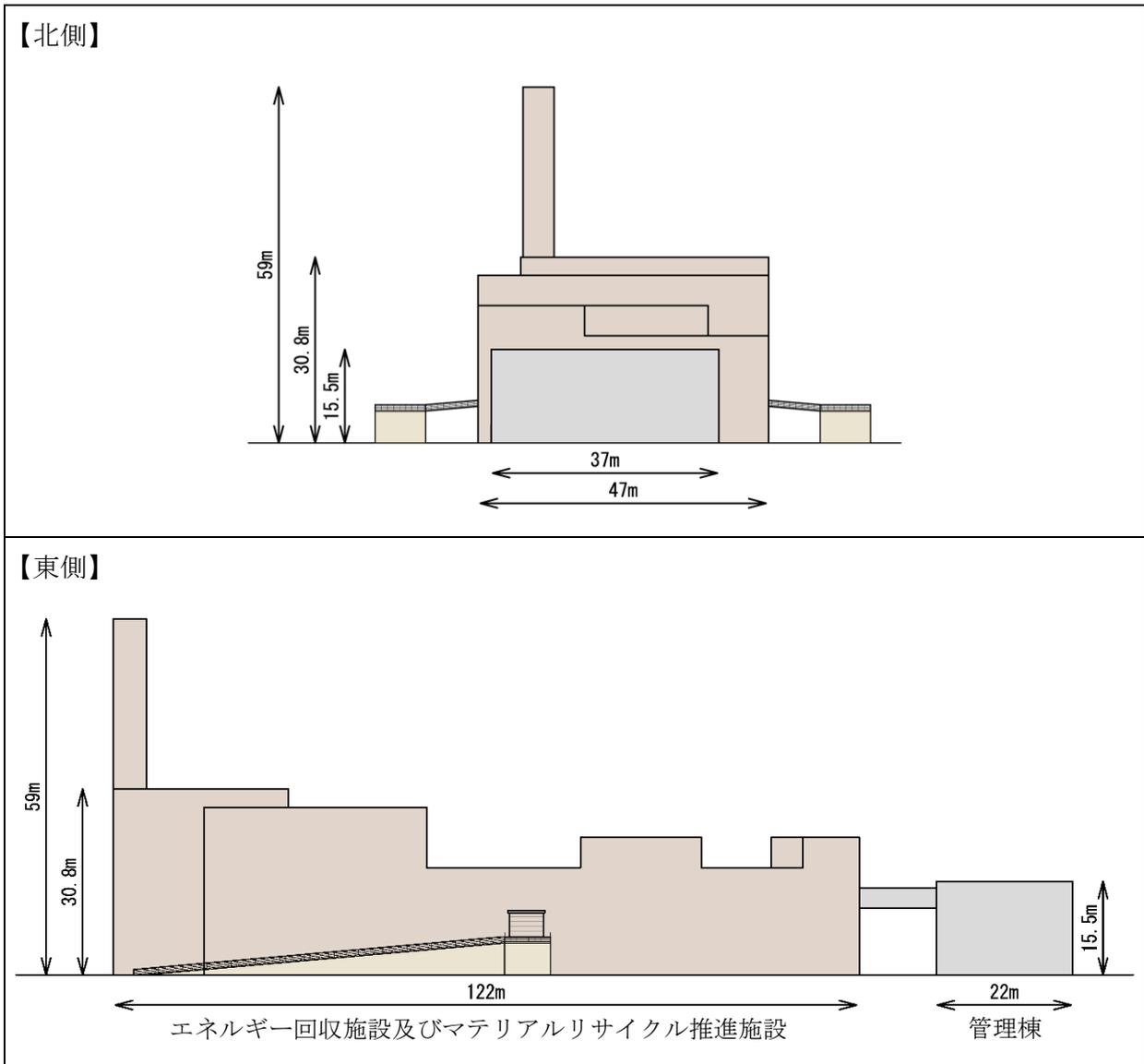


図 2-11 (1) 立面図 (エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設)

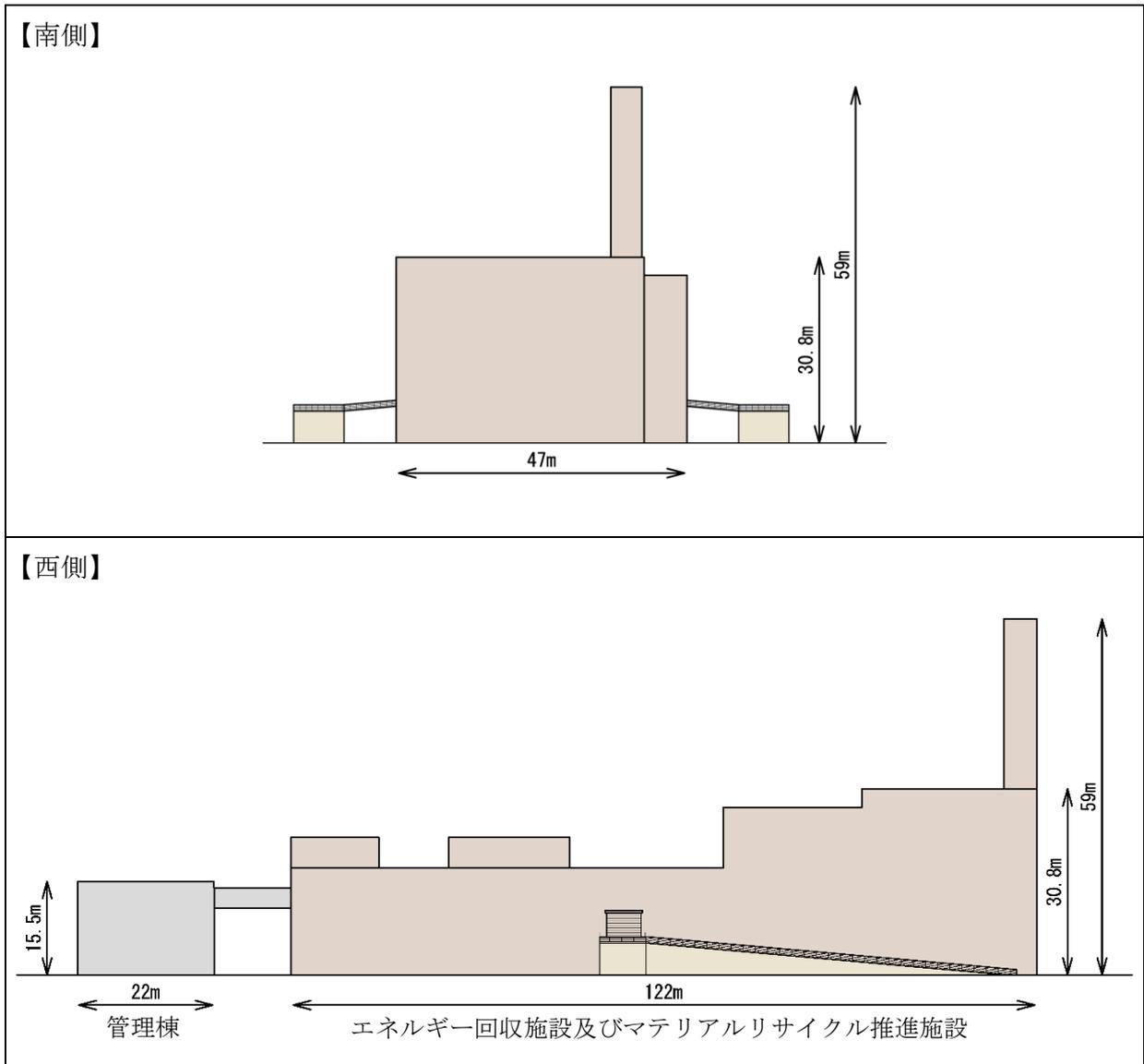


図 2-11 (2) 立面図 (エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設)

(5) 排出ガス諸元

排出するガスに係る諸元は、表 2-11に示すとおりである。

表 2-11 排出ガス諸元

区分		内容
煙突高さ(m)		59
炉数		2
排ガス量(湿り)( $m^3_N/h$ )		35,400
排ガス量(乾き)( $m^3_N/h$ )		29,496
排ガス温度(°C)		135
酸素濃度(%)		9.72
吐出速度(m/s)		29.26
排出ガス濃度 ※酸素濃度 12%換算値	硫黄酸化物(ppm)	20
	窒素酸化物(ppm)	50
	ばいじん( $g/m^3_N$ )	0.01
	塩化水素(ppm)	30
	水銀( $\mu g/m^3_N$ )	30
	ダイオキシン類( $ng-TEQ/m^3_N$ )	0.05
排出ガスの流れ		

(6) 景観計画

計画施設は田畑や相合川などに近接した自然豊かな環境に立地していることから、周辺環境との調和に十分配慮した施設整備を図る。

対象事業実施区域は、景観計画区域内(一般地区:集落・農地ゾーン)に位置するため、伊勢市の景観計画に適合する計画とする。

(7) 緑化計画

緑地整備については、「伊勢市工場立地法に基づく準則を定める条例」に基づき、緑地を含む環境施設を整備する。環境施設は、当該条例に定める準則に基づき、15%以上(15%のうち10%以上を緑地、残り5%を緑地または緑地以外の環境施設(噴水、広場等))を主に敷地周縁付近に整備する。

## 6. 工事計画

### (1) 工事工程及び工事内容

本事業の工事工程（予定）は、表 2-12に示すとおりである。

本事業の工事着手は令和6年度を予定しており、その後約3年間に渡り工事を実施する予定である。主な工事の工種としては、対象事業実施区域の造成工事、施設建設のための山留・掘削工事、建屋工事、管理棟工事、附属棟工事、プラント設備工事及び外構工事を予定している。供用開始は令和9年度を予定している。

また、計画施設の供用開始後には既存施設の解体工事を行う計画であるが、詳細な時期は未定である。

表 2-12 工事工程表（予定）

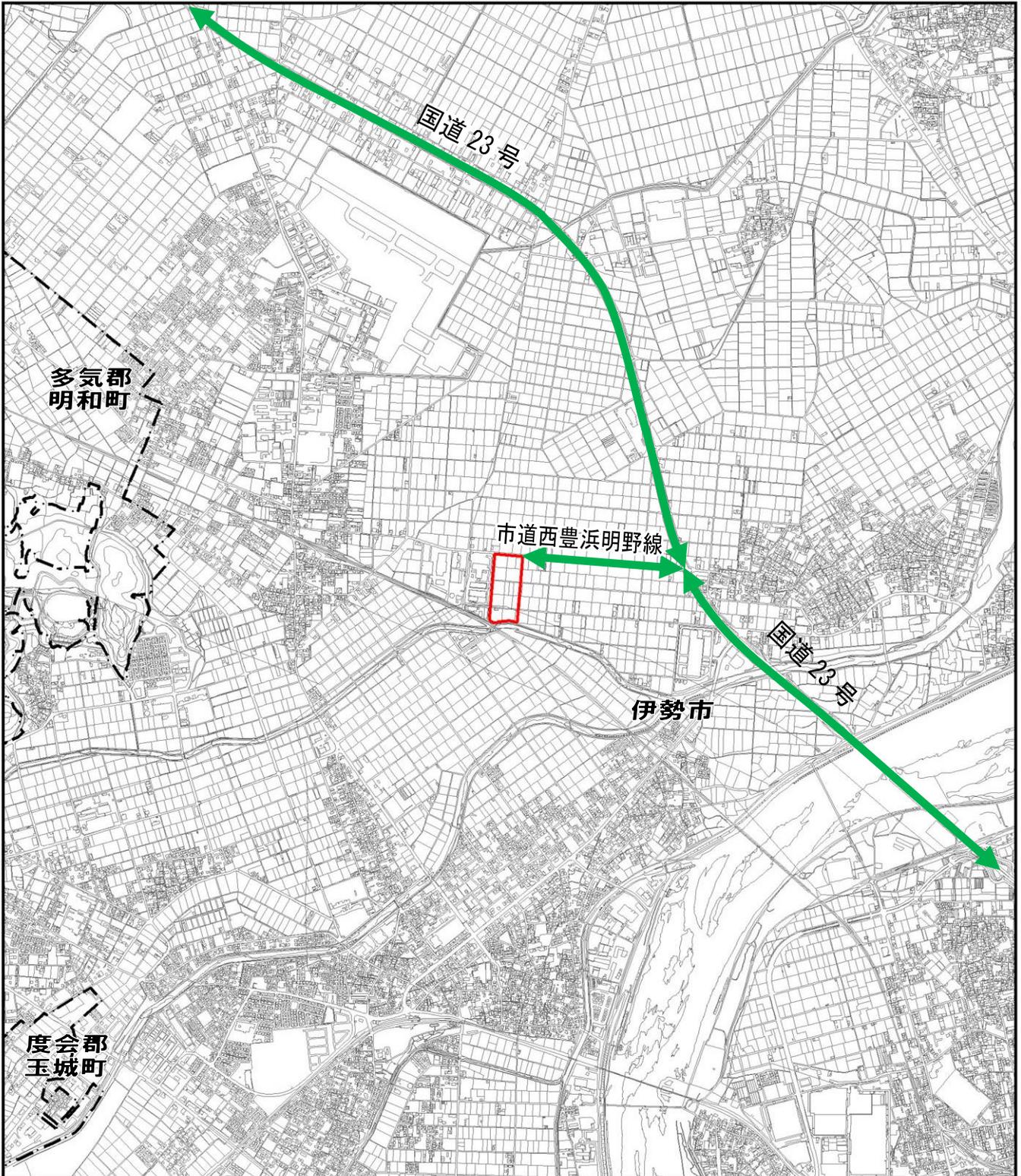
項目		年度			
		令和6年度 (1年目)	令和7年度 (2年目)	令和8年度 (3年目)	令和9年度 (4年目)
造成工事		→			
エネルギー回収施設等 建設工事	山留・掘削工事		→		
	建屋工事		→	→	
	管理棟工事 附属棟工事			→	
	プラント設備 工事		→	→	
	外構工事				→
試運転					→
供用					→
(解体工事)					□□□□□□□□

注) 解体工事の実施時期は未定である。

### (2) 工事用車両の主要走行ルート

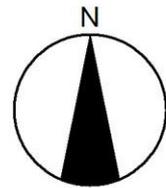
工事用車両の主要走行ルートは、図 2-12に示すとおりである。

工事用車両は国道23号から対象事業実施区域北側の市道西豊浜明野線を走行し、対象事業実施区域に進入する計画である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- ↔ 工事用車両の主要走行ルート



1 : 25, 000

0 250m 500m 1km

図 2-12 工事用車両の主要走行ルート

### (3) 工事中の公害防止計画

工事中の主な公害防止計画は、表 2-13に示すとおりである。なお、これらの配慮事項等については工事中に環境モニタリングを実施するものとする。

表 2-13 工事中の主な公害防止計画

項目	配慮事項
排ガス・粉じん対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事には排出ガス対策型建設機械を使用し、極力排出ガスを削減する。</li><li>・ 不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。</li><li>・ 適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。</li><li>・ 工事現場は常に整理・清掃し、工事車両による周辺道路等の汚染防止のためにタイヤ等洗浄設備を備えることとする。</li></ul>
騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事用車両については、低公害車（最新規制適合車、低燃費車）を可能な限り使用する。</li><li>・ 可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を使用する。</li><li>・ 工事用車両の走行に際し、住宅地周辺においては速度を十分に落として走行することとし、騒音・振動の低減に努める。また、車両の通行が集中しないように工事工程等を十分検討する。</li></ul>
排水対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 急激な出水や濁水及び土砂等の流出が生じないように濁水等を一時的に貯留する仮設沈砂池等を設置する。</li><li>・ 工事中に発生する濁水は必要に応じて濁水処理設備で処理し、適正に処理を行った後、相合川へ放流する。</li></ul>

## 7. 供用計画

### (1) 供用施設計画

#### ① 給水計画

計画施設では上水及び地下水を利用する計画である。その他、一部場内での再利用水をプラント用水として利用する計画である。

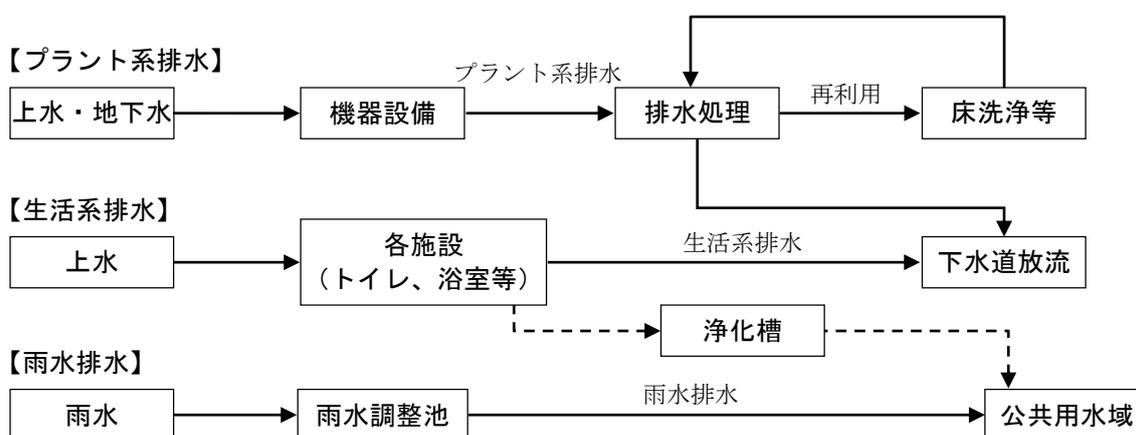
#### ② 排水計画

排水の処理フローは図 2-13 に示すとおりである。

計画施設は下水道に接続することを前提とし、プラント系排水及び生活系排水は、できる限り施設内排水を適正処理し、再利用した後に下水道放流とする。

計画施設からの排水のうち、プラント系排水（洗車排水、ボイラー排水等）については排水処理設備で適正に処理した後、下水道放流または場内利用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。また、生活系排水については下水道に放流する計画である。その他、雨水排水については、公共用水域に放流する計画としている。

なお、下水道に接続できない場合の生活排水は、浄化槽を通した後に公共用水域への排水となることから、計画を見直して適宜対応する。



※破線は下水道に接続できない場合の処理フローを示す。

図 2-13 排水の処理フロー

#### ③ 電気

電力会社から受電した電力を必要とする電圧に変圧し、それぞれの設備に供給する。また、施設内で熱エネルギーを利用して発電する。発電した電気は、施設の稼働に使用し、余剰分は売却する。

## (2) 運転計画

### ① 施設の運転計画

計画施設の運転計画は、表 2-14 に示すとおりである。

エネルギー回収施設については、年間稼働日数は1炉当たり280日、稼働時間は24時間連続稼働とする計画である。

表 2-14 計画施設の運転計画

施設	年間稼働日数	稼働時間
エネルギー回収施設	1炉当たり280日	24時間連続稼働
マテリアルリサイクル推進施設	245日	5時間/日 <sup>注)</sup>

注) マテリアルリサイクル推進施設の稼働時間については現段階の計画であり、今後詳細な検討を行う予定である。

### ② ごみの搬入計画

計画施設へのごみの搬入計画は、表 2-15 に示すとおりである。

受入日時は平日（月曜日～金曜日）の8時30分～16時45分とし、原則として土日祝日等は搬入を行わない。

表 2-15 ごみの搬入計画

項目	内容
受入日	平日（土日、祝日、年末年始を除く）
受入時間	8時30分～16時45分

### ③ ごみ搬入車両等の関係車両の運行計画

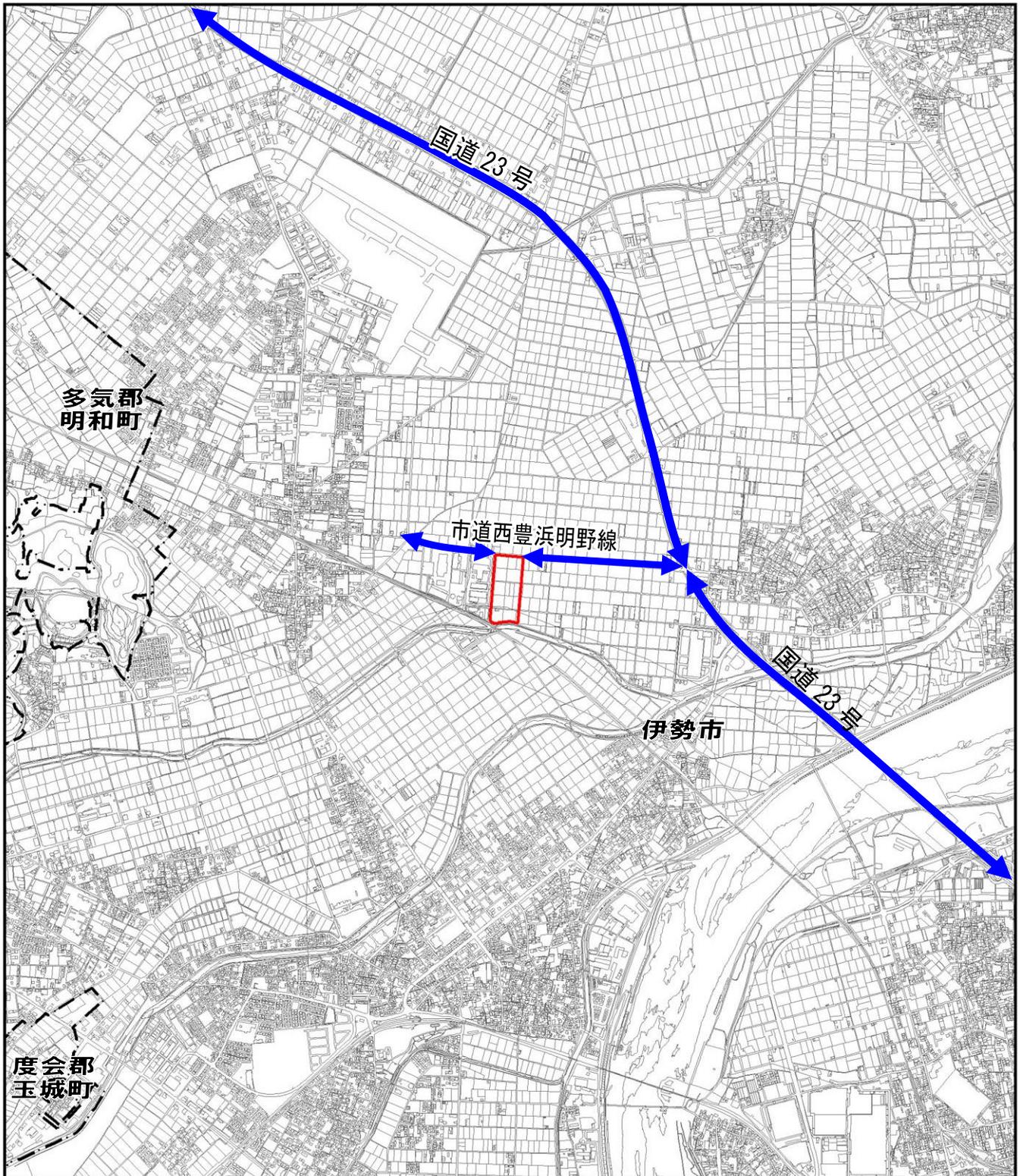
ごみ搬入車両等の主要走行ルートは、図 2-14 に示すとおりである。

既存施設と同様に、国道 23 号等の幹線道路を基本とし、対象事業実施区域北側の市道西豊浜明野線から対象事業実施区域に進入する計画である。

また、関係車両としては、ごみ搬入車両、施設職員の通勤車両のほか、薬品等運搬車両や副生成物を運搬する車両、直接搬入車両等がある。

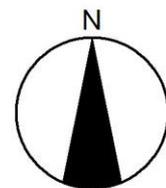
### (3) 余熱利用計画

計画施設では、焼却に伴い発生する蒸気を利用して熱や電力等のエネルギーを得ることができる。そのため、これらを積極的に活用することにより、計画施設で使用する電気・ガス等のエネルギーの節約や、場外へ供給することにより地域の活性化・低炭素化を図る。エネルギーの回収率は、20.5%以上とする計画である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- ↔ ごみ搬入車両等の主要走行ルート



1:25,000



図 2-14 ごみ搬入車両等の主要走行ルート

## 8. 環境保全計画

### (1) 大気質

計画施設における煙突からの排ガスに係る基準値は、表 2-16に示すとおりである。

近年の排ガス処理技術の動向や他都市における公害防止計画の状況を踏まえ、「大気汚染防止法」等の関係法令の基準値と同等またはそれよりもさらに厳しい値を自主基準値（施設の運転にあたって、自主的に設けた基準）とする。

表 2-16 排ガスに係る自主基準値

項目	単位	自主基準値	〈参考〉法規制値等	
ばいじん	g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.01	0.04	大気汚染防止法
硫黄酸化物	ppm	20	—	大気汚染防止法
	K 値	—	17.5	
塩化水素	ppm	30	430	大気汚染防止法
窒素酸化物	ppm	50	250	大気汚染防止法
水銀	μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	30	30	大気汚染防止法
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.05	0.1	ダイオキシン類対策特別措置法

注) 排ガス濃度は酸素濃度 12%換算値。

### (2) 騒音・振動

施設からの騒音・振動に係る基準値は、表 2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めがないため、「騒音規制法」及び「振動規制法」等に基づく規制基準は適用されないが、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく基準が適用されることから遵守する。

表 2-17 騒音・振動に係る基準値

単位：デシベル

項目	区分		規制基準値 <sup>注)</sup>
騒音	朝	6時～8時	55
	昼間	8時～19時	60
	夕	19時～22時	55
	夜間	22時～翌日6時	50
振動	昼間	8時～19時	65
	夜間	19時～翌日8時	60

注) 計画施設の整備にあたり、用途地域の変更手続きを行うが規制基準値は現状と同様の値となる。

### (3) 悪臭

計画施設における施設からの悪臭に係る基準値は、表 2-18 (1)、(2) に示すとおりである。

対象事業実施区域は都市計画区域内であり、「悪臭防止法」及び「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」の規定に基づく物質濃度規制に係る規制基準が適用されることから遵守する。

表 2-18 (1) 悪臭に係る基準値 (敷地境界)

特定悪臭物質名	規制基準 ppm)	特定悪臭物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

表 2-18 (2) 悪臭に係る基準値 (気体排出口)

規制対象物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルデヒド、イソバレラルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン (13 物質)
排出口における規制基準 (流量) の算出式	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q : 流量 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /秒) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 敷地境界線の地表における規制基準値 (ppm)

### (4) 排水

計画施設における施設からの排水に係る基準値は、表 2-19に示すとおりである。プラント排水及び生活排水については下水放流を前提としていることから、排水基準は下水道法及び伊勢市公共下水道条例の基準と同様の項目及び値とし、これを遵守する。

表 2-19 下水排除基準

項 目		基 準	
下水道法	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	
	シアン化合物	1mg/L 以下	
	有機燐化合物	1mg/L 以下	
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	
	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.06mg/L 以下	
	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	0.03mg/L 以下	
	S-4-クロロベンジルN,N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2mg/L 以下	
	ベンゼン	0.1mg/L 以下	
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下	
	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下	
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	
	フェノール類	5mg/L 以下	
	銅及びその化合物	3mg/L 以下	
	亜鉛及びその化合物(溶解性)	2mg/L 以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下		
クロム及びその化合物	2mg/L 以下		
ダイオキシン類	10pg/L 以下		
伊勢市公共下水道条例	温度	45℃未満	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満	
	水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満	
	生物化学的酸素要求量	5 日間に 600mg/L 未満	
	浮遊物質	600mg/L 未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L 以下
		動植物油脂類	30mg/L 以下
	沃素消費量	220mg/L 未満	
	窒素含有量	240mg/L 未満	
	燐含有量	32mg/L 未満	

### 2-3-5 対象事業に係る許認可等

本事業に係る環境影響評価と関連が深い許認可等及びその根拠法令等は、表 2-20に示すとおりである。

表 2-20 本事業に係る許認可等

許認可等	根拠法令等
建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法
市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設の設置の届出	大気汚染防止法
特定施設の届出	水質汚濁防止法
特定施設の届出	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設の届出（騒音）	三重県生活環境の保全に関する条例
特定施設の届出（振動）	三重県生活環境の保全に関する条例
一定規模以上の土地の形質変更の届出	土壌汚染対策法

### 2-3-6 計画施設と既存施設の比較

エネルギー回収施設について、計画施設と既存施設の処理能力等の施設概要の比較は、表 2-21に示すとおりである。

計画施設は、既存施設よりも処理能力が小さくなる計画である。また、既存施設では行っていないが、計画施設ではエネルギー回収（発電または余熱利用）を行うなど、より環境に配慮した施設とする。

表 2-21 エネルギー回収施設の計画施設と既存施設の比較

項 目		計画施設	既存施設
施設の概要	処理能力	205 t / 日	240 t / 日
	焼却処理方式	ストーカ式	ストーカ式
	エネルギー利用	発電、給湯、冷暖房等	なし
	エネルギー回収率	20.5%以上	なし
	煙突高さ	59m	45m

## 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (地域特性)

対象事業実施区域及びその周囲の概況は、既存資料等により把握した。

調査範囲は、「第5章 関係地域の範囲」に示すとおり、工作物の供用・稼働（可燃ごみ処理施設の稼働）において排出される大気汚染物質及び悪臭物質の最大着地地点を考慮し、対象事業実施区域から半径約3kmの範囲を基本とし、市町単位の統計等については半径約3kmにかかる伊勢市、明和町、玉城町に加え構成市町である度会町も対象とした。

対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要は、表3-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 3-1(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域は伊勢平野地域に位置しており、南北に長く広いため気候に地域差が出ている。また、冬期には鈴鹿おろしと呼ばれる鈴鹿山脈から北西の季節風が強く吹き、寒くなるのが特徴である。</li> <li>小俣気象観測所（対象事業実施区域から北西側約1.2km）の観測結果によると、平成28年～令和2年の5年平均値は、年間平均気温が16.1℃、年間降水量が2,073.8mmであり、令和2年の風配図をみると風向出現頻度は西北西の風が19.3%と最も多く、年間平均風速は2.5m/秒となっている。</li> </ul>
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊勢厚生中学校測定局（対象事業実施区域から南東約3.5km）における令和元年度の測定結果をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては環境基準を達成していなかった。</li> <li>明星小学校測定局（対象事業実施区域から西北西約3.7km）における令和元年度の測定結果をみると、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては環境基準を達成していなかった。</li> </ul>
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境騒音については伊勢市内の1地点で調査されており、令和元年度の調査結果をみると等価騒音レベルはいずれの時間帯においても環境騒音の環境基準を達成している。</li> <li>道路交通騒音については伊勢市内の3地点で調査されており、令和元年度の調査結果をみると道路交通騒音の環境基準が適用される地点1については環境基準を達成している。</li> </ul>
振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和2（2020）年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和3年3月 三重県）によると、三重県では環境振動調査は、実施されていない。</li> <li>道路交通振動については伊勢市内の1地点で調査されており、平成30年度の調査結果をみると要請限度以下の値となっている。それ以降の年度は実施されていない。</li> </ul>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊勢市、明和町及び玉城町は、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度規制が行われている。</li> <li>「令和2（2020）年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和3年3月 三重県）によると、対象事業実施区域周辺では悪臭の測定は行われていない。</li> </ul>

表 3-2(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
水象	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の東側には、宮川（一級河川）が流れており、河口付近で分派し伊勢湾に注いでいる。</li> <li>対象事業実施区域の南側には伊勢湾に注ぐ二級河川である外城田川が流れており、その支流である相合川が対象事業実施区域南側に隣接している。</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」において、宮川（下流）はAA類型、外城田川（上流）はB類型、外城田川（上流）はC類型に設定されている。なお、相合川については類型指定はされていない。</li> <li>対象事業実施区域最寄りの調査地点である相合川の近鉄ガード下における令和2年度の調査結果は、参考として環境基準（類型AA）と比較してみると、BOD及び大腸菌群数以外の項目で環境基準を満たしている。</li> <li>外城田川の野依橋において河川のダイオキシン類調査が実施されており、令和元年度の調査結果をみると環境基準を満たしている。</li> </ul>
地下水	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺では、地下水の水質常時監視を1地点で実施しており、令和2年度の調査結果をみると、テトラクロロエチレンの調査結果は環境基準を超過していたが、それ以外の項目においては、環境基準を満たしている。</li> </ul>
土壌	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺には、表層腐植質多湿黒ボク土壌や中粗粒灰色低地土壌・灰褐色系、細粒黄色土壌・斑紋ありなどが分布しており、対象事業実施区域内は、表層腐植質多湿黒ボク土壌及び中粗粒灰色低地土壌・灰褐色系となっている。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺では、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されている区域はない（令和3年7月9日現在）。</li> <li>土壌のダイオキシン類調査については、対象事業実施区域周辺では平成29年度において、伊勢市立御菌第二保育園及び明星地内で調査が実施されており、いずれの地点においても環境基準を満たしている。それ以降の年度は実施されていない。</li> </ul>
地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺の地形は、低平な台地と低地の地形が大半を占めており、丘陵の間を流れる河川によって、数段の段丘が形成されている。また、対象事業実施区域は中位段丘及び谷底平野・氾濫平野となっている。</li> <li>対象事業実施区域東側を流れる宮川沿岸には段丘や沖積低地が発達しており、伊勢湾に沿って三角州、海岸平野及び砂洲などが広がっている。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は、氾濫原、後背湿地及び谷底低地堆積物や低位段丘堆積物が広く分布している。</li> <li>「自然のレッドデータブック・三重-三重県の保護上重要な地形・地質及び野生生物-」（1995年 三重自然誌の会）によると、対象事業実施区域北東側に位置する宮川河口の三角州が重要な地形・地質とされている。</li> <li>「三重県レッドデータブック2015」（2015年3月 三重県）や、「日本の地形レッドデータブック 第1集」（1994年2月 日本の地形レッドデータブック作成委員会）、「日本の地形レッドデータブック 第2集-保存すべき地形-」（2002年3月 古今書院）、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 三重県」（平成元年 環境庁）においては、対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形・地質は存在していない。</li> </ul>
日照	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域近傍には、畑や農地が広がっており、日照障害の要因となる高層の人工構造物は存在しない。</li> </ul>
電波	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域近傍には、電波障害の要因となる高層の人工構造物は存在しない。</li> </ul>

表 3-3(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
動物	<p>既存文献等(「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(2015年3月 三重県農林水産部みどり共生推進課)及び「いきものログ」(環境省 生物多様性センターホームページ))によると、対象事業実施区域周辺における動物相の状況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類：確認されている重要種はテングコウモリ、ニホンリス等の3目4科5種。</li> <li>・鳥類：確認されている重要種はコクガン、ミサゴ等の10目23科53種。</li> <li>・両生類：確認されている重要種はヤマトサンショウウオ、ニホンヒキガエル等の2目3科3種。</li> <li>・爬虫類：重要種は確認されていない。</li> <li>・昆虫類：確認されている重要種はコバネアオイトトンボ、タガメ等の10目59科136種。</li> <li>・貝類・底生動物：確認されている重要種はイボキサゴ、シオマネキ等の14目51科89種。</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸生植物相については、動物と同様の既存文献等によると、対象事業実施区域周辺において確認されている重要種は、ヒキノカサ、マメナシ等の34目65科191種。</li> <li>・植生の状況について、「自然環境保全基礎調査(第6回・第7回)」(環境省ホームページ)によると、対象事業実施区域周辺は水田雑草群落及び畑雑草群落などが広がっており、対象事業実施区域の西側は工場地帯となっている。また、対象事業実施区域南側に位置する相合川の河川敷においても、水田雑草群落等が広がっている。</li> <li>・特定植物群落は明和町の「斎宮のハナショウブ」1カ所となっており、対象事業実施区域内には分布していない。</li> </ul>
水生生物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類について、動物と同様の既存文献等によると、対象事業実施区域周辺において確認されている重要種は、ニホンウナギ、ネコギギ等の7目14科32種。</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市、明和町及び玉城町は伊勢平野に位置しており、伊勢平野は水田やため池、丘陵地、河川、干潟などの多様な環境で構成されている。</li> <li>・対象事業実施区域周辺は、北側には海が位置し、南東側から一級河川の宮川が注ぎ、河口には発達した中洲や干潟が見られる。宮川と並行し、外城田川やその支川の相合川が流れており、対象事業実施区域の南側は相合川に接している。</li> <li>・対象事業実施区域の約2km西側には大仏山の丘陵地、約6km南東側には伊勢志摩国立公園から繋がる丘陵地が広がっており、対象事業実施区域はこれらの丘陵地と海に囲まれた平坦地に位置している。平坦地は水田雑草群落が広がっているが、沿岸部や平地の一部には工業地帯を含むまとまった人工改変地が分布している。</li> <li>・このような地形や土地利用の状況から、伊勢湾沿岸および宮川河口の三角洲と、そこから繋がる宮川や外城田川には水系のネットワークが存在し、シギ・チドリ類などの繁殖、中継、越冬の場所となっており、これらの生息基盤として、干潟には海浜植生や貝類の分布、河川域には河畔林やヨシ群落が見られる。</li> <li>・対象事業実施区域周辺の耕作地や社寺林などのまとまった緑地帯は、ネズミ類やノウサギ及びタヌキなどといった草原性中型動物の生息地となっており、さらにそれらを餌とする猛禽類などの餌場環境の一部であると考えられる。</li> <li>・対象事業実施区域周辺に広がる水田耕作地は、春季から夏季は水田に水が入り、湿潤な環境が出現するが、これらは水生昆虫や両生類の生息環境となり、秋季から冬季は乾いた草地や土壌に生息する小型哺乳類、鳥類の生息環境となることから、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。</li> </ul>

表 3-4(4) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、桜の名所である宮川堤公園や伊勢神宮ゆかりの離宮院公園などがあげられる。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺には、「第3回自然環境保全基礎調査 三重県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）において指定されている景観資源は存在しない。</li> <li>主要な眺望点としては、宮川堤公園や大仏山公園などがあげられる。</li> </ul>
歴史的文化的な遺産	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺には、「田垣外出雲遺跡」や「ママ田遺跡」等の埋蔵文化財包蔵地がある。なお、対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財等は存在していない。</li> </ul>
人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年10月1日現在、伊勢市には51,998世帯、123,631人、明和町には8,182世帯、22,584人、玉城町には5,393世帯、15,192人、度会町には2,703世帯、7,892人が居住している。</li> <li>4市町における平成27年から令和元年の人口の推移は、全体的に減少傾向にある。</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年6月1日現在、伊勢市の事業所数の合計は6,635事業所であり、卸売業、小売業が1,872事業所と最も多い。なお、従業者数の合計は53,975人となっている。</li> </ul>
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年2月1日現在、伊勢市の総農家数は2,237戸であり、そのうち1,515戸が販売農家となっている。</li> </ul>
林業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年2月1日現在、伊勢市の経営体数は12経営体であり、保有山林面積は43,668aである。</li> </ul>
工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年6月1日現在、伊勢市の事業所数は218事業所であり、従業者数は8,908人、製造品出荷額等は24,903,239万円である。</li> </ul>
商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊勢市の事業者数は1,570事業所であり、従業者数は10,072人、平成27年1月1日～平成27年12月31日の年間商品販売額は292,817百万円である。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年1月1日現在、伊勢市は山林の割合が40.3%と最も多くなっており、次いで田が22.6%、宅地が20.2%となっている。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺は田が広がっており、対象事業実施区域西側に隣接して既存工場がある。また、一部にその他の農用地や低層建物、工場等がある。</li> </ul>
漁業権	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域東側を流れる宮川において、第5種共同漁業権が設定されており、また対象事業実施区域北側に位置する伊勢湾において、共同漁業権及び区画漁業権が設定されている。</li> </ul>
水道水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺には、伊勢市に3カ所、明和町に1カ所、玉城町に1カ所水道水源がある。</li> </ul>
農業用水	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮川及び宮川水系の主な水利用の一つとして、農業用水があげられる。</li> <li>「国営宮川用水農業水利事業」により農業水利施設が完成し、現在では宮川周辺の1市4町（伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町）に広がる農地約4,600haにてかんがい用水として利用しており、対象事業実施区域周辺の水田も含まれている。</li> </ul>
工業用水	<ul style="list-style-type: none"> <li>「みえの工業用水道」（令和元年 三重県企業庁工業用水道事業課）によると、伊勢市、明和町、玉城町及び度会町には工業用水の配水はない。</li> </ul>

表 3-5(5) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
主要道路の交通量	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺の主要道路として国道23号、伊勢小俣松阪線及び鳥羽松阪線等があげられる。</li> <li>平成27年度の調査結果をみると、昼間12時間自動車類交通量上下合計は36,465台、昼間12時間大型車混入率は5.9%となっている。</li> <li>最寄りの調査地点である伊勢小俣松阪線では、昼間12時間自動車類交通量上下合計は6,435台、昼間12時間大型車混入率は4.6%となっている。</li> </ul>
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の周辺には、近鉄山田線、近鉄鳥羽線や参宮線（JR）があり、対象事業実施区域近傍には近鉄山田線の明野駅及び小俣駅などがある。</li> <li>令和元年度の1日平均乗降者数は明野駅で1,149人、小俣駅で370人である。</li> </ul>
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等の教育施設は34施設（幼稚園除く）、幼稚園及びこども園等の教育施設（保育園含む）は38施設、老人ホーム等の福祉施設は40施設、病院は14施設が存在する<sup>注)</sup>。</li> <li>対象事業実施区域の近傍には存在せず、最寄りの施設としては、西側約600mに位置する福祉施設である「ケアパートナー 森伸小俣」及び「ケアパートナー 森伸明野」があげられる。</li> <li>最寄住居は相合川や近鉄山田線を挟んで対象事業実施区域南側約80mの位置及び対象事業実施区域西側約350mの位置にあり、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、西側の伊勢市小俣町明野及び南東側の伊勢市小俣町元町となっている。</li> </ul>
上下水道等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年3月31日現在、伊勢市の行政区域内総人口は、126,060人であるのに対して、現在給水人口の総数は125,400人であり、普及率は99.5%である。</li> <li>伊勢市の生活排水処理施設の整備率は、令和元年度末で78.1%である。</li> </ul>
廃棄物の処理の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物について、令和元年度のごみ搬入量の合計は、伊勢市で49,735t、明和町で6,984t、玉城町で4,906t、度会町で2,460tである。</li> <li>し尿処理について、構成市町のうち、伊勢市、玉城町及び度会町の1市2町は伊勢広域環境組合クリーンセンターで、明和町は松阪地区広域衛生センターでし尿処理を行っている。</li> <li>産業廃棄物について、伊勢市を含む伊勢志摩地域の平成30年度における産業廃棄物の発生量は560千t/年、排出量は518.8千t/年、搬出量は223.3千t/年である。</li> </ul>
法令等の状況	<p>対象事業実施区域における関係法令に基づく地域指定等の状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「都市計画法」における都市計画区域（用途地域の指定のない地域）</li> <li>「農業振興地域の整備に関する法律」における農業振興地域及び農用地区域</li> <li>「河川法」における河川区域</li> <li>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」における特定猟具使用禁止区域（銃）</li> <li>「景観法」における「伊勢市景観計画区域」</li> </ul>

注) 福祉施設及び病院は、有床施設を対象とした。



## 第4章 環境影響評価の項目の選定

### 4-1 影響要因

「三重県環境影響評価技術指針」（平成11年5月 三重県告示第274号 平成28年4月1日改正）別表1-1に示されている影響要因の細区分をもとに、本事業による事業特性（「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」参照）を勘案して選定した環境影響要因は、表4-1のとおりである。

表 4-1 各影響要因に対する該当状況

影響要因の区分	技術指針別表 1-1 の影響要因の細区分	該当区別	対象事業の該当状況
工事の実施	重機の稼働	○	工事の実施に伴い、建設機械が稼働する。
	資材の運搬	○	工事の実施に伴い、資材や建設機械の運搬用車両が走行する。
	樹木の伐採・処理	×	対象事業実施区域は現在、農地等となっており、工事の実施に伴う樹木の伐採・処理はない。
	土地の造成	○	施設の建設に伴い、整地等を行う。
	発破	×	対象事業実施区域は現在、農地等となっており、工事の実施に伴う発破はない。
	地盤改良	×	施設の建設に伴い、地盤改良は実施しない。
	工作物の建設	○	計画施設（エネルギー回収施設等）を建設する。
	工事用道路等の建設	×	対象事業実施区域は、既に進入路が整備されており、新たな工事用道路等の建設は行わない。
	土砂の採取	×	施設の建設に伴い、コンクリート骨材採取や埋立て土砂等の採取を目的とした土砂の採取は行わない。
	廃棄物の発生・処理	○	工事の実施に伴い、建設副産物や建設発生土等が発生する。
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	○	施設の建設に伴い、造成地が整備される。
	工作物の存在	○	計画施設（エネルギー回収施設等）が存在する。
	土地の利用	○	対象事業実施区域は現在、農地等となっており、施設の使用及び供用に伴い土地の利用形態が変化する。
	工作物の供用・稼働	○	計画施設（エネルギー回収施設等）が供用・稼働する。
	関係車両の走行	○	施設の供用・稼働に係る関係車両が走行する。
	物質の使用・排出	×	施設の供用・稼働により、人の健康に有害な物質の使用・排出は行わない。
	廃棄物の発生・処理	○	施設の供用・稼働により、焼却残渣等が発生する。
	取水用水	○	施設の供用・稼働に伴い地下水を利用する計画である。
	エネルギーの使用	○	施設の供用・稼働に伴い、電力及び補助燃料を使用する。また、熱エネルギーを利用して発電する。
緑化	○	施設の整備に伴い、緑化を行う。	
その他	既存工作物の撤去	○	対象事業実施区域は現在、農地等となっており撤去工作物はないものの、施設の供用後に隣接する既存施設の撤去を行う。

## 4-2 環境影響評価項目の選定

本事業に係る環境影響評価項目は、表 4-1及び事業特性（「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」参照）と地域特性（「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」参照）を踏まえ、表 4-2に示すとおり選定した。

また、環境影響評価項目の選定理由は、表 4-3(1)～(6)に示すとおりである。

選定した環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地盤、土壌、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の計16項目とした。

その他、対象事業実施区域に隣接する既存工作物の撤去に伴う大気質、騒音、振動、廃棄物等についても、参考として選定した。

表 4-2 環境影響評価項目

環境要素	影響要因	工事の実施					土地または工作物の存在及び供用							その他 既存工作物の撤去					
		重機の稼働	資材の運搬	土地の造成	工作物の建設	廃棄物の発生・処理	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	関係車両の走行	廃棄物の発生・処理	取水用水		エネルギーの使用	緑化			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	硫黄酸化物								○									
		窒素酸化物	○	○						○	○							○	
		浮遊粒子状物質	○	○						○	○							○	
		一酸化炭素																	
		微小粒子状物質								○									
		ダイオキシン類								○									
		塩化水素								○									
		水銀								○									
		粉じん等	○		○														○
	騒音	○	○							○	○							○	
	振動	○	○							○	○							○	
	低周波音									○									
	悪臭									○									
	水環境	水質	水素イオン濃度				○												
			水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)																
			溶存酸素																
			全窒素、全磷																
			水の濁り(浮遊物質)			○													
		水底の底質																	
		地下水の水質及び水位	環境基準項目								○								
水位													○						
その他の環境		地形及び地質																	
		地盤												○					
	土壌								○										
	日照阻害																		
	電波障害																		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物			○	○			○	○	○									
	陸生植物			○				○	○	○									
	水生生物			○	○														
	生態系			○	○			○	○	○									
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場																		
	歴史的文化的な遺産																		
	景観							○	○								○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等			○	○							○							
	温室効果ガス等									○				○					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量																		

注1)「○」：本事業で環境影響評価の項目として選定した項目。

注2) 網掛けは、本事業で環境影響評価の項目として選定しない環境要素を示す。

表 4-3(1) 環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

影響要因	環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由		
工事の実施	大気質	窒素酸化物	○	重機の稼働及び資材の運搬に伴う工事用車両の走行により排出される窒素酸化物、浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。	
		浮遊粒子状物質	○		
		硫黄酸化物	×	工事計画において、硫黄酸化物、一酸化炭素、微小粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀に対して、環境保全上の支障が生じるような要因はないことから、選定しない。	
		一酸化炭素			
		微小粒子状物質			
		ダイオキシン類			
		塩化水素			
		水銀			
	粉じん等	○	重機の稼働及び土地の造成に伴い発生する粉じんによる環境影響が考えられるため、選定した。		
	騒音	○	重機の稼働及び資材の運搬に伴う工事用車両の走行による騒音及び振動の環境影響が考えられるため、選定した。		
	振動	○			
	低周波音	×	工事計画において、低周波音を発生させる切土工事等に伴う発破作業は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。		
	悪臭	×	工事計画において、悪臭を発生させる物質等の持ち込みや行為は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。		
	重機の稼働				
	資材の運搬	水素イオン濃度	○	工作物の建設におけるコンクリート打設により、排水による水素イオン濃度（pH）への環境影響が考えられるため、選定した。	
	土地の造成	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	×	工事計画において、水の汚れ、溶存酸素、全窒素、全リンに対して影響を及ぼす排水は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
	工作物の建設		溶存酸素	×	
	廃棄物の発生・処理		全窒素、全リン	×	
			水の濁り(浮遊物質)	○	土地の造成により、濁水の発生による環境影響が考えられるため、選定した。
		水底の底質	×	工事計画において、底質に影響を及ぼす行為は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。	
	地下水の水質及び水位	×	工事計画において、地下水の水質に影響を及ぼす排水や、地下水位に影響を及ぼす掘削は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。		
	地形及び地質	×	対象事業実施区域には重要な地形及び地質は存在しない。また、現在は農地となっており平地であることから工事の実施が法面や斜面等の土地の安定性に影響を及ぼすことはないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。		
	地盤	×	工事計画において、地盤沈下の原因となる地下水の揚水は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。		
	土壌	×	工事計画において、土壌汚染の原因となる物質の排出はなく、また、工事着工前に土壌汚染対策法に基づき適切な対応を行うことから、選定しない。		

注)「○」：環境影響評価の項目として選定した項目。「×」：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。

表4-3(2) 環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

影響要因	環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由	
工事の実施	日照障害	×	工事計画において、対象事業実施区域周辺に対し、日影を発生させるような大規模な建築物の建設は行わないため、選定しない。	
	電波障害	×	工事計画において、対象事業実施区域周辺に対し、電波障害を発生させるような大規模な建築物の建設は行わないため、選定しない。	
	陸生動物	○	対象事業実施区域及びその周辺は、現在、農地となっており、陸生動物の生息や利用の可能性がことから、土地の造成及び工作物の建設による影響が考えられるため、選定した。	
	陸生植物	○	対象事業実施区域及びその周辺は、現在、農地となっており、陸生植物の生育環境となっている可能性がことから、土地の造成による影響が考えられるため、選定した。	
	重機の稼働 資材の運搬	水生生物	○	土地の造成による濁水の発生、工作物の建設におけるコンクリート打設に伴う排水による水素イオン濃度（pH）への影響により、水生生物の生息・生育環境への影響が考えられるため、選定した。
	土地の造成	生態系	○	陸生動物、陸生植物及び水生生物と同様の理由により選定した。
	工作物の建設	人と自然との触れ合いの活動の場	×	対象事業実施区域の近傍や、資材の運搬に伴う工事用車両の走行ルート沿道には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、選定しない。
	廃棄物の発生・処理	歴史的文化的な遺産	×	対象事業実施区域には、歴史的文化的な遺産は存在しない。また、工事計画において、対象事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産に影響を及ぼすような行為は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
		景観	×	重機の稼働や土地の造成等の工事の実施が景観に及ぼす影響は一時的であり、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
		廃棄物等	○	土地の造成に伴う建設発生土及び工作物の建設に伴う建設副産物の発生が考えられるため、選定した。
		温室効果ガス等	×	重機の稼働に伴う温室効果ガスの発生があるものの、一時的であり、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
		放射線の量	×	本事業による土地の形状の変更等に伴い、放射性物質が拡散・流出し環境への影響が生じるおそれはなく、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。

注)「○」：環境影響評価の項目として選定した項目。「×」：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。

表4-3(3) 環境影響評価項目の選定理由（存在及び供用）

影響要因	環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	大気質	硫黄酸化物	○	工作物の供用・稼働において排出される硫黄酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。
		窒素酸化物	○	工作物の供用・稼働及び関係車両の走行により排出される窒素酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。
		浮遊粒子状物質	○	工作物の供用・稼働及び関係車両の走行により排出される浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。
		一酸化炭素	×	主な発生源は自動車排ガスであり、車両性能の向上に伴い、近年では全国的に環境基準を達成している。また、工作物の供用・稼働においては、燃焼管理を行い安定した運転を行うことから、一酸化炭素の発生は少なく、環境保全上の支障が生じるような要因にはならないため、選定しない。
		微小粒子状物質	○	工作物の供用・稼働において排出される塩化水素、ダイオキシン類、水銀による環境影響が考えられるため、選定した。 なお、参考として、現況把握のため微小粒子状物質についても調査を行う。
		塩化水素	○	
		ダイオキシン類	○	
		水銀	○	
	騒音	○	工作物の供用・稼働及び関係車両の走行による騒音及び振動の環境影響が考えられるため、選定した。	
	振動	○		
	低周波音	○	工作物の供用・稼働による低周波音の環境影響が考えられるため、選定した。	
	悪臭	○	工作物の供用・稼働に伴い、施設からの漏洩及び煙突排ガスによる悪臭の環境影響が考えられるため、選定した。	
	水質	水素イオン濃度	×	工作物の供用・稼働に伴う施設からの排水のうち、プラント系排水については排水処理後、下水道放流または場内利用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 生活系排水については、下水道放流または浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画である。なお、公共用水域に放流する場合でも、放流先の河川の流量に対し、施設の放流量は極めて少なく、生活排水に関わる項目（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、溶存酸素及び浮遊物質）に対する影響はほとんどないことから、項目として選定しない。 その他の水質項目に対しては、影響を及ぼすような排水は行わないため、選定しない。
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	×	
		溶存酸素	×	
		全窒素、全磷	×	
		水の濁り(浮遊物質)	×	
	水底の底質	×	工作物の供用・稼働に伴う施設からの排水のうち、プラント系排水については排水処理後、下水道放流または場内利用する計画であり、公共用水域への排水は行わず、水底の底質に影響を及ぼすような排水は行わないため、選定しない。	
	地下水の水質及び水位	○	工作物の供用・稼働に伴い地下水の揚水を行う計画であることから、地下水の水位への環境影響が考えられるため、選定した。 なお、参考として、現況把握のため地下水質についても調査を行う。	

注)「○」：環境影響評価の項目として選定した項目。「×」：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。

表4-3(4) 環境影響評価項目の選定理由（存在及び供用）

影響要因	環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	地形及び地質	×	対象事業実施区域には重要な地形及び地質は存在しない。また、現在は農地となっており平地であることから造成地の存在に伴って土地の安定性に影響を及ぼすことはないため、選定しない。
	工作物の存在	地盤	○	工作物の供用・稼働に伴い地下水の揚水を行う計画であることから、地盤沈下への環境影響が考えられるため、選定した。
		日照障害	×	対象事業実施区域周辺に対し、日照障害を発生させるような大規模施設の建設はなく、また、対象事業実施区域から日影が及ぶ可能性のある最寄住居までの距離は約350m離れており、環境保全上の支障が生じるような要因にはならないため、選定しない。
	土地の利用	電波障害	×	対象事業実施区域周辺に対し、電波障害を発生させるような大規模な建築物を建設しないため、選定しない。
		陸生動物	○	対象事業実施区域及びその周辺は、現在、農地となっており、陸生動物の生息や利用の可能性のあることから、造成地の存在、工作物の存在及び土地の利用による影響が考えられるため、選定した。
	関係車両の走行	陸生植物	○	対象事業実施区域及びその周辺は、現在、農地となっており、陸生植物の生育環境となっている可能性があることから、造成地の存在、工作物の存在及び土地の利用による影響が考えられるため、選定した。
		水生生物	×	工作物の供用・稼働に伴う施設からの排水のうち、プラント系排水については排水処理後、下水道放流または場内利用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 生活系排水については、下水道放流または浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画である。なお、公共用水域に放流する場合でも、放流先の河川の流量に対し、施設の放流量は極めて少なく、生活排水に関わる項目（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、溶存酸素及び浮遊物質）に対する影響はほとんどないことから、項目として選定しない。 その他の水質項目に対しても影響を及ぼすような排水は行わないため、選定しない。
	エネルギーの使用	取水用水	○	陸生動物、陸生植物と同様の理由により選定した。
		緑化	○	陸生動物、陸生植物と同様の理由により選定した。

注)「○」：環境影響評価の項目として選定した項目。「×」：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。

表4-3(5) 環境影響評価項目の選定理由（存在及び供用）

影響要因	環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	人と自然との触れ合いの活動の場	×	対象事業実施区域の近傍や、関係車両の走行ルート沿道には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、選定しない。
	工作物の存在	歴史的文化的な遺産	×	対象事業実施区域には、歴史的文化的な遺産は存在しない。また、事業計画において、対象事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産に影響を及ぼすような行為は行わないため、土地または工作物の存在及び供用に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
	土地の利用			
	工作物の供用・稼働	景観	○	造成地の存在、工作物の存在及び緑化による景観への影響が考えられるため、選定した。
	関係車両の走行	廃棄物等	○	工作物の供用・稼働において焼却残渣等の廃棄物が発生するため、選定した。
	廃棄物の発生・処理	温室効果ガス等	○	工作物の供用・稼働及びエネルギーの使用に伴い、温室効果ガスが発生するため、選定した。
	取水用水	放射線の量	×	事業計画において、放射性物質が拡散・流出し環境への影響が生じるおそれはなく、土地または工作物の存在及び供用に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
エネルギーの使用				
緑化				

注)「○」：環境影響評価の項目として選定した項目。「×」：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。

表4-3(6) 環境影響評価項目の選定理由（その他）

影響要因	環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由	
その他	大気質	窒素酸化物	○	既存工作物の撤去（重機の稼働）により排出される窒素酸化物、浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。
		浮遊粒子状物質	○	
		粉じん等	○	
	既存工作物の撤去	騒音	○	既存工作物の撤去（重機の稼働）による騒音及び振動の環境影響が考えられるため、選定した。
		振動	○	
		廃棄物等	○	

注)「○」：環境影響評価の項目として選定した項目。

## 第5章 関係地域の範囲

「関係地域」とは、「三重県環境影響評価条例」（平成10年12月24日三重県条例第49号）の第14条第1項において、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。

本事業で選定した環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地盤、土壌、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の計16項目である。

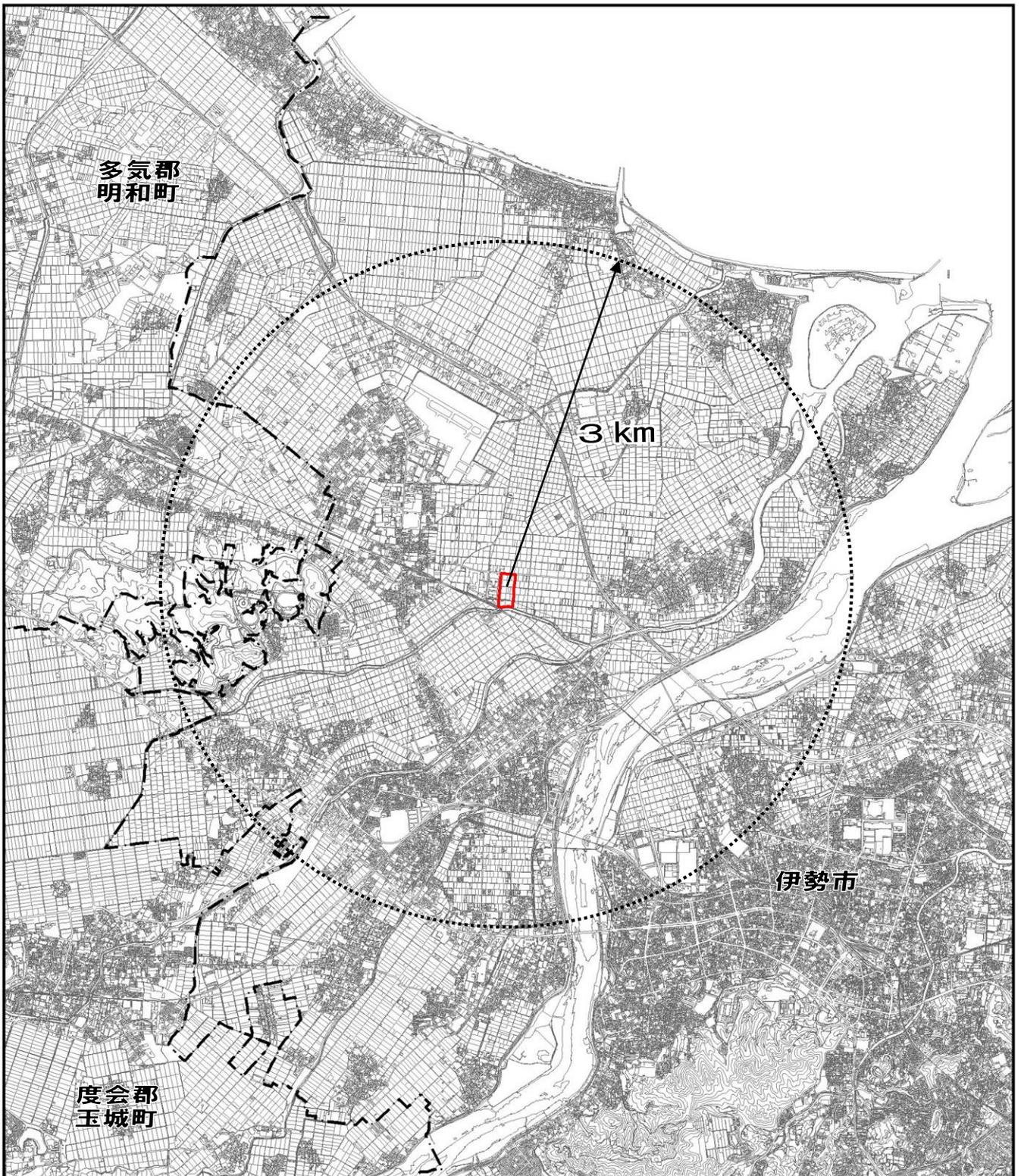
このうち最も影響範囲の広い、工作物の供用・稼働（エネルギー回収施設の稼働）において排出される大気汚染物質及び悪臭物質の最大着地地点を考慮し、その倍距離を包含できる半径約3 km<sup>\*</sup>を環境影響が及ぶ範囲として設定した。

本事業の関係地域は、環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見、方法書関係市町長意見、三重県知事意見及び環境影響評価の結果を踏まえ、図5-1に示すとおり、方法書関係地域と同様の伊勢市、明和町及び玉城町とした。

---

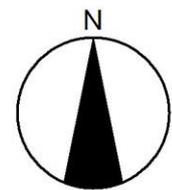
※以下の2点を勘案し設定した。

- ・大気質の予測結果（第7章 7-1 大気質）において、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね1 km程度の結果であった。
- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定した例が示されている。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 関係地域



1:50,000



図 5-1 関係地域図

# 第6章 方法書に対する意見及び事業者見解

## 6-1 方法書に対する環境の保全の見地からの意見と事業者見解

環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見は、12名の方から計21件の意見が提出された。

環境保全の見地からの意見の概要と、それに対する都市計画決定権者（伊勢市）及び事業者（伊勢広域環境組合）の見解は、表 6-1（1）～（10）に示すとおりである。

表 6-1(1) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
1	対象事業の内容	外城田川支川相合川に隣接しているが、南海地震等の津波遡上による堤防越水時の施設の対策が不明。浸水時に機能不全を起こさないか。併せて、周辺道路の浸水対策として道路高は確保されているのか。	<p>[都市計画決定権者の見解]</p> <p>都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解]</p> <p>津波の浸水について、三重県では、満潮時に東海、東南海、南海地震が連動して発生し、その地震の規模が東日本大震災と同等での防潮堤等の施設が全てないものとした場合の最大浸水深を想定したシミュレーションを実施しており、その結果、対象事業実施区域及び周辺道路では津波による浸水は無いものとされています。</p> <p>降雨による洪水については、想定される最大規模の降雨により、宮川、相合川が氾濫、あるいは内水氾濫が発生した場合、軽微な浸水の可能性があります。盛土を行い洪水に対する安全性を確保することから、これらの災害が新施設に被害を及ぼす可能性は低いものと考えられます。</p>

表 6-1 (2) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
2	対象事業の内容	<p>既往施設の撤去後の利用方法が未定とあるが、不要な資産とならないか。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解] 現在、「ごみ処理施設整備基本計画」を策定中であり、不要な資源とならないよう、既存施設解体後の跡地利用についてもその中で検討を行っております。来年度、パブリックコメントを行い、皆様のご意見を伺うこととしております。 ※ 「ごみ処理施設整備基本計画」において、<u>既存施設の跡地は地域還元エリア（憩いの場）とすることを基本に、遊具を設置する等の公園機能を設ける計画としています。また、リサイクルプラザの施設は、解体せずに利用方法を検討します。</u></p>
3	対象事業の内容	<p>施設の面積・規模が、現況より大きくなるが、人口減、廃棄物の減量や、近年の廃棄物処理方法の合理的な集約化等の観点から既設より施設の大きさが大きくなる根拠は何か。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解] ご指摘のとおり、廃棄物の減量により、可燃ごみ処理施設の処理能力は、既存施設の日量240 t から縮小する計画です。 施設の面積・規模について、計画施設では、廃棄物エネルギーを利用した発電を計画しており、発電に必要な設備を焼却炉上部に設置することが必要となるため、新施設の高さについては、既存施設よりも高くなることを想定しています。これにより、日影等の影響が出ないように、既存敷地よりも敷地の東西の幅を広くする必要があります。また、調整池等の配置のためにも、相合川までの土地の確保が必要と考えています。これらの東西と南北の必要な範囲を検討した結果、現在の区域を建設候補地として設定しました。</p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (3) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
4	対象事業の内容	運び込まれるゴミの量、施設の処理能力の適正化及びトラック等の交通に対する評価、排出する煙、ガス等の処理方法、排熱の利用方法を考えるべきだ。	<p>[都市計画決定権者の見解]</p> <p>都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解]</p> <p>施設の処理能力の設定にあたっては、将来人口を基に、1人1日あたりのごみ排出量から、想定されるごみ量を算定するとともに、近年の自然災害の増加に伴う災害廃棄物の処理を見込んで施設規模を算定しています。ごみ搬入車両等の台数については、これらの処理量を基に今後算定を行い、予測・評価を行っていきます。</p> <p>また、排ガスの処理方法については現在検討中ですが、現在の施設よりも、さらに厳しい排出基準を設定し、これを遵守する計画としており、廃棄物エネルギーを利用した発電も計画しています。</p> <p>これらの内容については、現在、「ごみ処理施設整備基本計画」の中で検討中であり、来年度、パブリックコメントを行い、皆様のご意見を伺うこととしておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ <u>ごみ搬入車両等の台数については、ごみの減量化に伴って年々減少していくと考えますが、令和元年度の実績データを基に整理しています。</u></p> <p><u>【準備書第2章 2-3-4 対象事業の内容に関する事項 7. 供用計画(2)運転計画 参照】</u></p> <p><u>また、排ガスの処理方法は焼却処理(ストーカ方式)としています。排出基準は現在の施設よりも、さらに厳しい値を設定し、これを遵守する計画としています。</u></p> <p><u>【準備書第2章 2-3-4 対象事業の内容に関する事項 8. 環境保全計画 参照】</u></p> <p><u>新施設ではエネルギー回収を行い、場内外で利用する計画です。また、エネルギー回収率は20.5%以上とする計画です。</u></p> <p><u>【準備書第2章 2-3-4 対象事業の内容に関する事項 7. 供用計画(3)余熱利用計画参照】</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (4) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
5	対象事業の内容	ごみの焼却は温室効果ガスの排出を伴う。方法書に於いてごみの処理量、施設規模が既定のものにせず、気候危機をもたらす温室効果ガスの排出問題として吟味すべきである。	[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。
6	対象事業の内容	広域組合を構成する市町にごみ削減計画を大幅に削減するよう提起すべきである。	[事業者の見解] 施設規模の算定の考え方については、番号4の見解で示したとおりであり、構成市町のごみ減量化施策とそれに伴うごみ発生量の目標を基に算定しています。
7	対象事業の内容	<p>新ごみ処理施設は1日の処理能力を211トンとする巨大なものです。4トン車で毎日53台分焼却することになります。</p> <p>「基本構想」では削減目標を新施設稼働時2026年までに9%減としています(2018年度比)。自然減(人口減)として4%、行政、住民などによる努力数値として5%。努力数値の5%をもっと高める必要があります。</p> <p>町の老人会の集まりの時、市当局の係の人が可燃ごみの減量化について、具体的な説明があり、役たちました。</p> <p>可燃ごみの中から雑紙(ぎつがみ)を別途取り出し、雑誌、新聞、ダンボールなどと一緒に再利用する。こうした運動をもっと積極的に市・町全体で進めることが大切です。また、こうした取り組みにより、二酸化炭素排出減にもなります。2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明している三重県や志摩市に伊勢市も並ぼうではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、ごみの焼却に伴い温室効果ガスが発生することから、第一に、ごみ減量化のための取組が重要と考えております。</p> <p>現在、構成市町では家庭系ごみの7割以上を可燃ごみが占めており、また、可燃ごみの組成をみると、年度によるばらつきはあるものの、いずれの市町も資源物(段ボール、紙パック、雑誌・雑紙、新聞・チラシ、繊維類、ペットボトル、容器包装プラスチック)が3割程度含まれており、特に、雑誌・雑紙、新聞・チラシ、容器包装プラスチックの割合が高くなっています。今後は生ごみの水切りなどの減量化対策とあわせ、未利用食品の排出削減や資源物の分別促進が必要と考えています。</p> <p>皆様ひとりひとりの取組みが重要となりますので、ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>そのほか、今回計画している施設については、焼却に伴う余熱を発電等により有効に活用することを考えており、施設の運営面からも温室効果ガスの発生抑制に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>

表 6-1 (5) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
8	対象事業の内容	脱煙・脱臭・集塵装置等完璧にしてほしい。	[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。
9	対象事業の内容	施設の近隣の地域には大気汚染を自動計測・自動表示できる装置を設置してほしい。	[事業者の見解] 施設の建設にあたっては、周辺環境への影響を可能な限り小さくするよう検討を行ってまいります。また、排ガス測定値の表示装置は、対象事業実施区域内での設置を検討します。 現在、「ごみ処理施設整備基本計画」の中で施設計画について検討中であり、来年度、パブリックコメントを行い、皆様のご意見を伺うこととしております。 <u>※ 施設の建設にあたっては、周辺環境への影響を可能な限り小さくするため、脱煙・脱臭・集塵装置等を設置する計画です。</u> 【準備書第2章 2-3-4 対象事業の内容に関する事項 7. 施設計画(3)プラント設備計画 参照】 また、排ガス測定値の表示装置は、対象事業実施区域内で設置する計画です。
10	地域概況	環境影響評価方法書の3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況  3. 農業用水の項目・・・建設予定地は水田であるため地下に、宮川用水の供給管が埋設されています。宮川用水のことについて、「・・・対象事業実施区域周辺の水田も含まれている」としか書かれていませんが、建設予定地の地下にある宮川用水の供給管は、どのようになりますか。建設前後の環境影響の調査では、どのように考えられていますか。 また、宮川用水の水の流れ方は、どのように変化するのかの調査は、必要ではありませんか。以上よろしくお願いいたします。	[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。  [事業者の見解] 宮川用水については、対象事業実施区域内に供給管が敷設されていることは把握しており、引き続き状況の把握に努めるとともに、今後、詳細な調査や計画の検討を行い、必要な対応を行ってまいりますので、ご理解いただきたく存じます。

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (6) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
11	関係地域の範囲	<p>方法書は関係地域として当該施設から約半径3kmを環境影響が及ぶ範囲としているが、より広い地域とすべきである。</p> <p>少なくとも伊勢市の中心市街地である宮川、厚生、倉田山の各中学校区を含む地域を関係地域としてもらいたい。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>関係地域は、本事業で選定した環境要素(大気質、騒音、振動等)のうち、最も影響範囲の広い煙突排ガスによる最大着地濃度を考慮し設定しました。</p> <p>具体的には類似事例(処理能力:200t/日~660t/日、煙突実態高59~100m)のシミュレーション結果を踏まえ、年平均値の最大着地濃度の出現予想距離の概ね2倍の距離を包含できる範囲として、半径3kmとしております。</p> <p>※ 予測結果において、排ガスの最大着地濃度出現地点は、対象事業実施区域から南西方向約570m付近となります。また、最大着地濃度出店地点の濃度は小さいと予測されます。</p> <p><u>【準備書第7章 7-1大気質 参照】</u></p>
12	環境影響評価項目の選定	<p>田への施設設置に伴い、現況施設も地盤沈下がみられるが、地盤沈下対策が不検討とあるが、根拠は何か。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解]</p> <p>都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解]</p> <p>施設の計画にあたっては、ボーリング調査の結果等を踏まえ、地盤沈下が発生しないよう適切な計画としてまいります。</p> <p>また、施設の稼働時については地下水を使用する計画であることから、地盤沈下を環境影響評価の項目として選定しており、今後、調査、予測・評価を行い、準備書で詳細についてお示ししてまいります。</p> <p>なお、工事中については地盤沈下の要因となる地下水の使用はないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。</p> <p>※ 既存施設でも地下水を利用していますが、地下水位の現地調査の結果、降水量に応じた変動であるため、地下水の利用による地下水位の著しい低下は見られません。計画施設における地下水の利用は、現状と同程度または少なくなる計画です。なお、計画施設の稼働後もモニタリング調査を継続します。</p> <p><u>【準備書第7章 7-7 地下水の水質及び水位 参照】</u></p> <p>なお、工事計画の熟度が上がり掘削等の工事に伴う影響が懸念された場合は、適切な工事等の検討を行います。</p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (7) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
13	調査・予測・評価手法（大気質）	<p>1 ダイオキシソ類・大気の調査地点（データ数）を多くして、統計学的に見て正しい真のデータが得られるようにし、市民に安心感が得られるようにする。</p> <p>2 対象事業実施区から、100m、500m、1000m、1500mの地点で、調査して下さい。</p> <p>距離に応じて45度の方向を変えて360度を網羅し、調査を16地点として下さい。</p> <p>（対象事業実施区からの距離と方向を示す）</p> <p>100m地点：4ヶ所；西北西・南南西・東南東・北北東</p> <p>500m地点：4ヶ所；北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>1000m地点：4ヶ所；西北西・南南西・東南東・北北東</p> <p>1500m地点：4ヶ所；北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>3 また、小俣小学校、豊浜西小学校、桜浜中学校の3カ所も調査点として下さい。</p>	<p>〔事業者の見解〕</p> <p>ダイオキシソ類を含む大気質の調査地点は、最大着地濃度の出現予想距離や、地域の風の状況、住宅地等の分布状況を考慮して設定しました。</p> <p>具体的には、最寄りの小俣気象観測所（対象事業実施区域から約1.2km）のデータから、この地域は西北西及び南南西の風の頻度が多いことから、これらの風下となる地点をそれぞれ設定し、このほか対象事業実施区域に最も近い住宅地付近や、東西南北の4方向を網羅できるような地点を設定しており、周辺地域5地点と対象事業実施区域の計6地点としております。</p> <p>ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（監修：厚生省 発行：社団法人全国都市清掃会議）において「大気質調査の測定点は建設予定地近傍を含め2～3地点が望ましい」とされていますが、6地点での調査を実施することで、既存施設の影響も含んだ、この地域の大気質の状況を把握できるものと考えております。</p> <p>また、予測にあたっては、対象事業実施区域付近で実施する1年間の気象調査結果を基に、施設の稼働に伴う大気質濃度を予測することとしており、最大着地濃度のほか、予測地域とした範囲における濃度の分布状況（コンタ図）を把握することとしています。これにより、ご指摘いただいた小学校、中学校での将来濃度も把握できるものと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p><u>※ ご指摘を踏まえまして、準備書とは別に任意の現況把握として、大気質のダイオキシソ類の調査を2地点追加で行い、いずれも環境基準を下回っていました。今後も準備書で掲載している地点と併せて、継続してモニタリング調査を行います。</u></p> <p><u>準備書ではコンタ図を示しました。</u></p> <p><u>【準備書第7章 7-1大気質 参照】</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (8) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
14	調査・予測・評価手法 (土壌)	<p>1 ダイオキシソ類・土壌の調査地点(データ数)を多くして、統計学的に見て正しい真のデータが得られるようにし、市民に安心感が得られるようにする。</p> <p>2 対象事業実施区から、100m、500m、1000m、1500mの地点で、調査して下さい。</p> <p>距離に応じて45度の方向を変えて360度を網羅し、調査を16地点として下さい。</p> <p>(対象事業実施区からの距離と方向を示す)</p> <p>100m地点：4ヶ所：西北西・南南西・東南東・北北東</p> <p>500m地点：4ヶ所：北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>1000m地点：4ヶ所：西北西・南南西・東南東・北北東</p> <p>1500m地点：4ヶ所：北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>3 また、小俣小学校、豊浜西小学校、桜浜中学校の3カ所も調査点として下さい。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>土壌のダイオキシソ類の予測にあたっては、大気中のダイオキシソ類の予測結果を基に、土壌への沈着割合等を考慮し、予測を行います。</p> <p>そのため、調査地点については、大気質と同様の考え方で設定しています。具体的には、番号13の見解で示したとおり、この地域は西北西及び南南西の風の頻度が多いことから、これらの風下となる地点をそれぞれ設定し、このほか対象事業実施区域に最も近い住宅地付近や、東西南北の4方向を網羅できるような地点を設定しており、周辺地域5地点と対象事業実施区域の計6地点としております。</p> <p>※ 準備書では土壌のダイオキシソ類の予測結果を示しました。</p> <p><u>【準備書第7章 7-9土壌 参照】</u></p> <p><u>なお、ご指摘を踏まえまして、準備書とは別に任意の現況把握として、土壌のダイオキシソ類の調査を10地点追加で行い、いずれも環境基準を下回っていました。今後も準備書で掲載している地点と併せて、継続してモニタリング調査を行います。</u></p>
15	調査・予測・評価手法 (温室効果ガス)	<p>方法書の温室効果ガスの「基準又は目標」(方法書6-47)が削減目標に関しては適切でない。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>温室効果ガスの「基準又は目標」については、パリ協定の取組が2020年から始まるとともに、三重県でも脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意として、「ミッションゼロ2050みえ」を宣言するなど、本事業を取り巻く環境が刻々と変化しております。このため、準備書作成時点における最新の計画等に基づき、適切な評価を行ってまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ 準備書では、「ミッションゼロ2050みえ」の宣言を踏まえて策定された「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和3年3月、三重県)に基づいて評価を行いました。</p> <p><u>【準備書第7章 7-16 温室効果ガス等参照】</u></p>
16	調査・予測・評価手法 (温室効果ガス)	<p>温室効果ガスの削減目標を「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す三重県の脱炭素宣言」を踏まえ、ごみの削減計画を積極的なものとすべきである。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>温室効果ガスの「基準又は目標」については、パリ協定の取組が2020年から始まるとともに、三重県でも脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意として、「ミッションゼロ2050みえ」を宣言するなど、本事業を取り巻く環境が刻々と変化しております。このため、準備書作成時点における最新の計画等に基づき、適切な評価を行ってまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ 準備書では、「ミッションゼロ2050みえ」の宣言を踏まえて策定された「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和3年3月、三重県)に基づいて評価を行いました。</p> <p><u>【準備書第7章 7-16 温室効果ガス等参照】</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (9) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
17	環境影響評価手続き	<p>このことについて、「広報いせ」の紹介記事を読むと、「縦覧場所」に「度会町役場」が含まれておりません。今、企図されている「評価方法」で「環境影響評価」をした場合、度会町は何の「影響」も加えられない、ということでしょうか。</p> <p>評価調査をする前の段階で、隣接する度会町をはずすのは理不尽この上なし、と言わざるを得ません。</p> <p>この意見書の提出日が終了したあとからでも、度会町民が町役場でこの「方法書」を縦覧でき、意見書を提出できるよう、よろしくお取り計らいください。度会町民が意見を表明することは必要なことです。度会町民の権利を大切にしていきたい、と強く要望します。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解]</p> <p>関係地域の考え方は、番号11の事業者の見解で示したとおりです。その考え方に基づき関係地域を伊勢市、明和町及び玉城町とし、縦覧場所を設定しております。ただし、度会町も伊勢広域環境組合の構成市町であることから、度会町役場も任意の縦覧場所として追加しました。</p> <p>なお、三重県環境影響評価条例に基づく意見書については、度会町の住民も提出することが可能ですが、条例で手続きが定められており、意見書の受付期間内にご提出して頂く必要があります。</p> <p>[事業者の見解]</p> <p>ご意見がございましたら、随時、伊勢広域環境組合でお伺いします。</p> <p>また、方法書については、縦覧期間終了後も伊勢広域環境組合のホームページで閲覧が可能となっておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>
18	その他	<p>ダイオキシンの係る現地調査の方法について</p> <p>現在の施設のダイオキシンの測定を住民が納得できる方法で行うこと。環境庁のマニュアル(平成20年)の方法で、24時間、2週連続の2重測定で行うこと。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>ご意見をいただいた内容については、一般環境中の測定に関するものと思われませんが、方法書6-1-1(6-1頁～)に記載したとおり、ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(平成20年3月 環境省)に定める方法により、測定を行ってまいります。具体的な測定方法として、同マニュアルで示されているとおり、7日間連続の試料採取を実施します。</p> <p>また、調査範囲(関係地域)の設定については、番号11の見解に示したとおりです。</p>
19	その他	<p>ダイオキシンの係る環境調査の方法について</p> <p>環境庁のマニュアル(平成20年)の方法で、24時間・2週連続の2重測定で行うこと。半径3kmで、十分な調査範囲であるという根拠を?</p>	<p>なお、現在の施設の排ガスのダイオキシン類測定は、年2回実施しており、結果を伊勢広域環境組合のホームページに公表しています。</p> <p>新施設についても引き続き、測定結果を公表していくことで、施設の運転状況の可視化に努めてまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ <u>大気質におけるダイオキシン類の測定方法について、準備書では第7章 7-1大気質に整理しています。</u></p>
20	その他	<p>ダイオキシンの係る環境調査の方法について</p> <p>現在の施設のダイオキシンの測定を地域住民(広域組合住民地域)が納得できる方法で行うこと。「新・旧施設の排出量・比較表」を公表し可視化すること。</p>	<p>なお、現在の施設の排ガスのダイオキシン類測定は、年2回実施しており、結果を伊勢広域環境組合のホームページに公表しています。</p> <p>新施設についても引き続き、測定結果を公表していくことで、施設の運転状況の可視化に努めてまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ <u>大気質におけるダイオキシン類の測定方法について、準備書では第7章 7-1大気質に整理しています。</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (10) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
21	その他	<p>ごみ処理施設整備事業は、県の条例に従って「環境影響評価方法書」を作成し県をとおして国に提出認可を求める重要な報告書とわかりました。</p> <p>またざっとではありますが見覧した中に、2-3-3(図 2-4～図 2-7)に航空写真や地図図面が掲載されており、地元了解なしでも「方法書」作成に必要不可欠と判断します。</p> <p>さらに全ページにわたり、計画報告文やよりきめ細かく数値化して作成され、その労に気づかず数々の発言をしました。</p> <p>これも行政側の姿勢に大変不満があったことも事実で現在に至っています。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解] 環境影響評価制度は、事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らがあらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民の皆様や、知事、市町村長などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について十分な配慮を行ない事業に反映させるための制度です。</p> <p>現在、方法書の手続きを行っておりますが、1年間にわたる現地調査を踏まえ、本事業による影響を予測・評価し、その結果を皆様にご説明させていただきます。</p> <p>今後も皆様のご意見・疑問等に対し真摯に対応し、より良い事業としてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ 調査・予測・評価の結果は、<u>準備書第7章に整理しています。</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

## 6-2 方法書に対する方法書関係市町長意見と事業者見解

関係市町長からの意見の提出はなかった。

## 6-3 方法書に対する知事意見と事業者見解

知事意見及びそれに対する事業者（伊勢広域環境組合）の見解は、表 6-2(1)、(2)に示すとおりである。

表 6-2(1) 知事意見と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見	見解
1	総則	本事業は既存のごみ処理施設を更新するため、既存施設の隣接地において新たな施設を建設するものであるが、具体的な処理方式や計画地内の施設配置、処理施設の詳細等が明確となっていない。そのため、準備書作成までに事業計画を可能な限り具体化するとともに、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響を予測、評価すること。	[事業者の見解] 処理方式や現状で想定される配置計画等の事業概要は、「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」に示したとおりです。なお、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響を予測、評価しました。
2	総則	準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。	[事業者の見解] 方法書に対する意見及び地域特性を踏まえ、以下のとおり、調査手法の見直しを行いました。 ・水生生物の現況把握において、濁水による影響だけでなく土地改変に伴う水路の消失による影響も把握するため、対象事業実施区域の水田及びこれに繋がる水路を調査対象に加えました。
3	総則	調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。	[事業者の見解] 環境影響について可能な限り定量的な把握に努めました。また、技術指針に基づき事後調査の必要性について検討した結果、事後調査を実施する項目として、大気質を選定しました。
4	総則	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。	[事業者の見解] 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないように努めました。また、環境保全措置の効果を踏まえた検討の経緯についても準備書に記載しました。
5	総則	事業の実施にあたっては、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めること。	[事業者の見解] 事業の実施にあたっては、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、ご理解を得ながら事業を進めるよう努めました。

表 6-2(2) 知事意見と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見	見解
6	大気質	大気質の予測にあたっては、対象事業実施区域周辺の気象状況を把握するための、地上及び上層気象調査を適切に実施し、可能な限り正確な予測、評価に努めること。	[事業者の見解] 大気質の予測にあたっては、対象事業実施区域周辺の気象状況を把握するための地上及び上層気象調査を適切に実施し、その結果を踏まえて予測することで可能な限り正確な予測、評価に努めました。
7	陸生動物	事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種のうちハヤブサ等は人工構造物に営巣する可能性があることから、事業地周辺で繁殖が確認された場合は、詳細な調査を実施したうえで、保全措置を検討すること。	[事業者の見解] 令和2年2～7月に実施した事前の調査によると、ハヤブサ等の人工構造物に営巣する可能性のある重要種は事業地周辺で確認されているものの、既存施設を含む人工構造物や周辺環境での営巣は確認されませんでした。そのため、鳥類調査は方法書に記載した5季の調査を実施しました。なお、今後ハヤブサ等の重要種の営巣が事業地周辺で確認された場合には、保全措置等の検討を行います。
8	水生生物	対象事業実施区域の大部分は水田であることから、施設の建設に伴い水田、水路が消失することで水生生物の生息環境が失われる可能性がある。このため、対象事業実施区域の水田、水路において水生生物の調査を実施するとともに、その消失に伴う影響について予測、評価を実施すること。	[事業者の見解] ご指摘を踏まえ、水生生物の調査地点は相合川に加え、対象事業実施区域の水田及びこれに繋がる水路を調査対象としました。
9	温室効果ガス	温室効果ガス削減に資するよう、ごみの焼却に伴い発生する熱は、電力や蒸気として有効利用することに積極的に取り組むこと。	[事業者の見解] 温室効果ガス削減に資するよう、ごみの焼却に伴い発生する熱は、電力等として有効利用する施設計画としました。なお、エネルギー回収率は20.5%以上になる計画としています。

## 第7章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本準備書は、本市が三重県伊勢市に計画している廃棄物処理施設の設置事業に係る環境影響評価の内容をとりまとめたものである。

環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地盤、土壌、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の16項目を設定した。

工事の実施では、重機の稼働、資材の運搬、土地の造成、工作物の建設、廃棄物の発生処理の影響が考えられたことから、事業計画及び公害防止計画等を勘案して予測・評価を行い、環境保全措置を検討した。

存在及び供用では、造成地の存在、工作物の存在、土地の利用、工作物の供用・稼働、関係車両の走行、廃棄物の発生・処理、取水用水、エネルギーの使用、緑化の影響が考えられたことから、事業計画及び環境保全対策等を勘案して予測・評価を行い、環境保全措置を検討した。

その他、参考として実施した既存工作物の撤去では、重機の稼働、土地の造成、廃棄物の発生処理の影響が考えられたことから、環境保全計画等を勘案して予測・評価を行い、環境保全措置を検討した。

各項目の調査及び予測・評価の概要は以下に示すとおりである。

本事業の実施による環境への影響を総合的に評価すると、本事業の実施に伴う環境への影響は、適正な環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されており、国又は三重県による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標との整合が図られていると評価する。

表 7-1(1) 調査及び予測・評価結果の概要（大気質）

項目	現況把握
大 気 質	<p>①調査概要</p> <p>【地上気象】対象事業実施区域 1 地点において、地上気象の現況を把握した。</p> <p>【上層気象】対象事業実施区域 1 地点において、上層気象の現況を把握した。</p> <p>【一般環境大気質】対象事業実施区域 1 地点及びその周辺 5 地点において、一般環境大気質の現況を把握した。</p> <p>【沿道環境大気質】工事用車両及び供用時における関係車両の走行ルート沿道 2 地点において、沿道環境大気質の現況を把握した。</p> <p>②調査結果</p> <p>【地上気象】年間最多出現風向は南西であった。また、風速は年間平均で3.3m/秒、気温は年間平均で16.6℃、湿度は年間平均で72%、日射量は年間平均で0.17kW/m<sup>2</sup>、放射収支量は年間平均で0.06kW/m<sup>2</sup>であった。大気安定度階級の出現頻度は、中立状態を示す「D(昼)」が最も多く出現し、22.0%を占めていた。</p> <p>【上層気象】風向は、高度50m～250mでは西北西の風、300m～1,500mでは北西の風が多く観測された。最多風向出現率は18.3～28.6%であり、高度550mで最も大きくなった。風速は昼夜ともに、高度が上昇するにつれて大きくなる傾向がみられた。</p> <p>【一般環境大気質】</p> <p>二酸化窒素：四季平均値が0.005～0.006ppm、日平均値の最大値が0.014～0.015ppmであった。</p> <p>浮遊粒子状物質：四季平均値が0.014～0.016mg/m<sup>3</sup>、日平均値の最大値が0.024～0.029mg/m<sup>3</sup>であった。</p> <p>二酸化硫黄：四季平均値が各地点0.001ppm、日平均値の最大値が0.001～0.002ppmであった。</p> <p>微小粒子状物質：四季平均値が8～11μg/m<sup>3</sup>、日平均値の最大値が15～19μg/m<sup>3</sup>であった。</p> <p>塩化水素：四季平均値が各地点0.001ppm未満であった。</p> <p>水銀：四季平均値が0.0014～0.0017μg/m<sup>3</sup>、日平均値の最大値が0.0019～0.0023μg/m<sup>3</sup>であった。</p> <p>ダイオキシン類：四季平均値が0.0062～0.0086pg-TEQ/m<sup>3</sup>であった。</p> <p>降下ばいじん：期間平均値が0.80～1.84t/km<sup>2</sup>/月、四季平均値が1.32t/km<sup>2</sup>/月であった。</p> <p>【沿道環境大気質】</p> <p>二酸化窒素：四季平均値が0.006ppm、日平均値の最大値が0.014ppmであった。</p> <p>浮遊粒子状物質：四季平均値が0.014～0.016mg/m<sup>3</sup>、日平均値の最大値が0.031～0.033mg/m<sup>3</sup>であった。</p>

表 7-1(2) 調査及び予測・評価結果の概要（大気質）

項目	予測・環境の保全のための措置及び評価
大気質	<p>建設機械からの排出ガス（工事の実施）</p> <p>①予測結果</p> <p>【長期濃度予測（年平均値）】</p> <p>最大着地濃度地点は対象事業実施区域西側敷地境界である。</p> <p>二酸化窒素：寄与濃度は0.00091ppm、将来濃度は0.00691ppmである。</p> <p>浮遊粒子状物質：寄与濃度は0.00034mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.01434mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>【短期濃度予測（1時間値）】</p> <p>二酸化窒素：最大着地濃度地点における寄与濃度は0.087ppm、将来濃度は0.113ppmである。</p> <p>浮遊粒子状物質：最大着地濃度地点における寄与濃度は0.031mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.079mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>建設機械は可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p> <p>予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>
	<p>工事用車両からの排出ガス（工事の実施）</p> <p>①予測結果</p> <p>【長期濃度予測（年平均値）】</p> <p>二酸化窒素：道路端における工事用車両の寄与濃度は0.000007～0.000008ppm、将来濃度は0.006209～0.006254ppmである。</p> <p>浮遊粒子状物質：道路端における工事用車両の寄与濃度は0.000001mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.014011～0.014012mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>【短期濃度予測（1時間値）】</p> <p>二酸化窒素：道路端における工事用車両の寄与濃度は0.000294ppm、将来濃度は0.027620ppmである。</p> <p>浮遊粒子状物質：道路端における工事用車両の寄与濃度は0.000009mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.048040mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>車両の通行が集中しないように工事工程等を十分検討する等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p> <p>予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>
	<p>工事箇所からの降下ばいじん（工事の実施）</p> <p>①予測結果</p> <p>季節別降下ばいじんの最大値は、対象事業実施区域南東側敷地境界で4.0 t /km<sup>2</sup>/月（冬季）である。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>適宜散水を行う等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p> <p>予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>

表 7-1(3) 調査及び予測・評価結果の概要（大気質）

項目	予測・環境の保全のための措置及び評価
大気質	<p>計画施設からの排出ガス（存在及び供用）</p> <p>①予測結果</p> <p>【長期濃度予測（年平均値）】</p> <p>最大着地濃度地点は対象事業実施区域南西方向570m地点であった（二酸化窒素は同方向600m地点）。</p> <p>二酸化硫黄：寄与濃度は0.000065ppm、将来濃度は0.001065ppmである。</p> <p>二酸化窒素：寄与濃度は0.000042ppm、将来濃度は0.006042ppmである。</p> <p>浮遊粒子状物質：寄与濃度は0.000033mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.016033mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>水銀：寄与濃度は0.000098μg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.001798μg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>ダイオキシン類：寄与濃度は0.000163pg-TEQ/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.008763pg-TEQ/m<sup>3</sup>である。</p> <p>【短期濃度予測（1時間値）】</p> <p>ダウンドラフトの予測ケースにおける風速1.0m/秒、大気安定度Aの気象条件で最大となった。</p> <p>最大着地濃度地点は煙突から風下方向240mである。</p> <p>二酸化硫黄：寄与濃度は0.0105ppm、将来濃度は0.0145ppmである。</p> <p>二酸化窒素：寄与濃度は0.0263ppm、将来濃度は0.0523ppmである。</p> <p>浮遊粒子状物質：寄与濃度は0.0053mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.0533mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>塩化水素：寄与濃度は0.0158ppm、将来濃度は0.0168ppmである。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>法より厳しい自主規制値の設定と遵守等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p> <p>予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>
	<p>関係車両からの排出ガス（存在及び供用）</p> <p>①予測結果</p> <p>【長期濃度予測（年平均値）】</p> <p>二酸化窒素：道路端における関係車両の寄与濃度は0.000035～0.000066ppm、将来濃度は0.006221～0.006312ppmである。</p> <p>浮遊粒子状物質：道路端における関係用車両の寄与濃度は0.000003～0.000005mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.014012～0.014016mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>【短期濃度予測（1時間値）】</p> <p>二酸化窒素：道路端における関係車両の寄与濃度は0.000650～0.000781ppm、将来濃度は0.027864～0.028164ppmである。</p> <p>浮遊粒子状物質：道路端における関係車両の寄与濃度は0.000019～0.000023mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.048051～0.048060mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>ごみ搬入車両等の整備、点検を周知する等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p> <p>予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>

表 7-1(4) 調査及び予測・評価結果の概要（大気質）

項目	予測・環境の保全のための措置及び評価
大気質	<p>建設機械からの排出ガス（既存工作物の撤去）</p> <p>①予測結果</p> <p>【長期濃度予測（年平均値）】</p> <p>最大着地濃度地点は都市計画決定区域（対象事業実施区域及び既存施設）西側敷地境界である。                  二酸化窒素：寄与濃度は0.00061ppm、将来濃度は0.00661ppmである。                  浮遊粒子状物質：寄与濃度は0.00024mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.01424mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>【短期濃度予測（1時間値）】</p> <p>二酸化窒素：最大着地濃度地点における寄与濃度は0.042ppm、将来濃度は0.068ppmである。                  浮遊粒子状物質：最大着地濃度地点における寄与濃度は0.016mg/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.064mg/m<sup>3</sup>である。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>建設機械は可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。                  予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>
	<p>工事箇所からの降下ばいじん（既存工作物の撤去）</p> <p>①予測結果</p> <p>季節別降下ばいじんの最大値は、都市計画決定区域（対象事業実施区域及び既存施設）西側敷地境界で4.9 t / km<sup>2</sup> / 月（夏季、秋季）である。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>適宜散水を行う等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。                  予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>

表 7-2(1) 調査及び予測・評価結果の概要（騒音）

項目	現況把握
騒音	<p>①調査概要</p> <p>【環境騒音】対象事業実施区域2地点において、環境騒音の現況を把握した。</p> <p>【道路交通騒音】工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道2地点において、道路交通騒音の現況を把握した。</p> <p>【交通量等】工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道2地点において、交通量等の現況を把握した。</p> <p>②調査結果</p> <p>【環境騒音】平日の昼間で46～48デシベル、夜間で40デシベル、休日の昼間で44デシベル、夜間で41デシベルとなっており、いずれの地点においても昼間、夜間ともに参考値を満たしていた。</p> <p>【道路交通騒音】平日の昼間で63～68デシベル、夜間で54～60デシベル、土曜日の昼間で61～67デシベル、夜間で54～60デシベルとなっており、地点1の昼間を除くすべての時間帯で参考値を満たしていた。</p> <p>【交通量等】平日の道路交通量は、4,666～4,905台/日、ピークとなる時間帯は7～8時台であり、台数は464～479台/日であった。土曜日の道路交通量は、3,812～3,881台/日、ピークとなる時間帯は17時台であり、台数は313～325台/日であった。</p>
	予測・環境の保全のための措置及び評価
	重機の稼働による影響（工事の実施）
	<p>①予測結果</p> <p>敷地境界で騒音レベルが最大となる地点の騒音レベルは67デシベルであり、特定建設作業に係る規制基準値を下回る。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>対象事業実施区域には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>
	工事用車両の走行による影響（工事の実施）
	<p>①予測結果</p> <p>道路交通騒音の将来騒音レベルは、69デシベルとなり、参考値を超過しているが、現状で既に参考値を超過しており、工事用車両の走行による騒音レベルの増加量は、0.5デシベルである。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>車両の通行が集中しないように工事工程等を十分検討する等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を超過しているが、現状で既に基準又は目標を超過しており、騒音レベルの増加は1デシベル未満である。また、車両の通行が集中しないように工事工程等を十分検討する等の環境保全措置を講じる計画であることから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものとする。</p>

表 7-2(2) 調査及び予測・評価結果の概要（騒音）

項目	予測・環境の保全のための措置及び評価
騒音	施設の稼働による影響（存在及び供用）
	<p>①予測結果 敷地境界における騒音レベルの最大値は、昼間で56デシベル、夜間で47デシベルであり、昼間、夜間ともに規制基準値を満たしている。</p> <p>②環境保全措置 外部への騒音を防止するため、プラットホームの出入口に自動開閉扉を設置し可能な限り閉鎖する等を実施する。</p> <p>③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>
	関係車両の走行による影響（存在及び供用）
	<p>①予測結果 道路交通騒音の将来騒音レベルは、64～70デシベルとなり、地点2では参考値を満たしている。地点1では参考値を超過しているが、現状で既に参考値を超過しており、関係車両の走行による騒音レベルの増加量は、0.9～1.2デシベルである。</p> <p>②環境保全措置 ごみ搬入車両等の整備、点検を周知する等を実施する。</p> <p>③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。一部の予測値は基準又は目標とした値を超過しているが、現状で既に基準又は目標を超過しており、騒音レベルの増加は1デシベル程度である。また、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを周知する等の環境保全措置を講じる計画であることから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものとする。</p>
	重機の稼働による影響（既存工作物の撤去）
	<p>①予測結果 敷地境界で騒音レベルが最大となる地点の騒音レベルは64デシベルであり、特定建設作業に係る規制基準値を下回る。</p> <p>②環境保全措置 既存施設には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する等を実施する。</p> <p>③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>

表 7-3(1) 調査及び予測・評価結果の概要（振動）

項目	現況把握
振動	<p>①調査概要</p> <p>【環境振動】対象事業実施区域2地点において、環境振動の現況を把握した。</p> <p>【道路交通振動】工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道2地点において、道路交通振動の現況を把握した。</p> <p>【地盤卓越振動数】工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道2地点において、地盤卓越振動数の現況を把握した。</p> <p>②調査結果</p> <p>【環境振動】平日及び休日のいずれの時間においても25デシベル未満となっており、いずれの地点においても昼間、夜間ともに規制基準値を満たしていた。</p> <p>【道路交通振動】平日で25未満～40デシベル、土曜日で25未満～37デシベルとなっており、いずれの地点についても平日、土曜日ともに参考値を満たしていた。</p> <p>【地盤卓越振動数】いずれの地点も15Hz以上の値となっており、軟弱地盤ではなかった。</p>
	予測・環境の保全のための措置及び評価
	重機の稼働による影響（工事の実施）
	<p>①予測結果</p> <p>敷地境界で振動レベルが最大となる地点の振動レベルは57デシベルであり、特定建設作業に係る規制基準値を下回っている。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>可能な限り低振動型の重機を使用し、重機の集中稼働を避け、効率的な運用に努める等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>
	工事用車両の走行による影響（工事の実施）
	<p>①予測結果</p> <p>道路交通振動の将来振動レベルは、41デシベルとなり、参考値を満たしているとともに、振動感覚閾値を下回っている。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>車両の通行が集中しないように工事工程等を十分検討する等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>
	施設の稼働による影響（存在及び供用）
	<p>①予測結果</p> <p>敷地境界における振動レベルの最大値は、昼間で55デシベル、夜間で43デシベルであり、昼間、夜間ともに規制基準値を下回っている。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>振動の大きい設備機器は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>

表 7-3(2) 調査及び予測・評価結果の概要（振動）

項目	予測・環境の保全のための措置及び評価
振動	関係車両の走行による影響（存在及び供用）
	①予測結果 道路交通振動の将来振動レベルは、38～44デシベルとなり、すべての地点で参考値を満たしているとともに、振動感覚閾値を下回っている。 ②環境保全措置 ごみ搬入車両等の整備、点検を周知する等を実施する。 ③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。
	重機の稼働による影響（既存工作物の撤去）
	①予測結果 敷地境界で振動レベルが最大となる地点の振動レベルは49デシベルであり、特定建設作業に係る規制基準値を下回る。 ②環境保全措置 可能な限り低振動型の重機を使用し、重機の集中稼働を避け、効率的な運用に努める等を実施する。 ③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。

表 7-4 調査及び予測・評価結果の概要（低周波音）

項目	現況把握
低周波音	①調査概要 【低周波音圧レベル】対象事業実施区域2地点において、低周波音圧レベルの現況を把握した。 ②調査結果 【低周波音圧レベル】平日で最大74～78デシベル、休日で最大73～76デシベルとなっており、いずれの地点においても心身に係る苦情に関する参照値である92デシベル以下であった。
	予測・環境の保全のための措置及び評価
	施設の稼働による影響（存在及び供用）
	①予測結果 計画施設と同等の設備機器が設置されていると考えられる類似施設における調査結果は、すべての地点で心身に係る苦情に関する参照値を下回っている。また、計画施設の建屋から敷地境界までの最短距離は約30m程度となり、類似施設における調査地点よりも距離が長くなることから、計画施設においても影響は小さい。 ②環境保全措置 設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する等を実施する。 ③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。

表 7-5 調査及び予測・評価結果の概要（悪臭）

項目	現況把握
悪臭	<p>①調査概要</p> <p>【特定悪臭物質】対象事業実施区域の敷地境界2地点において現況を把握した。</p> <p>【臭気指数】対象事業実施区域の敷地境界2地点及びその周辺5地点において現況を把握した。</p> <p>②調査結果</p> <p>【特定悪臭物質】すべての特定悪臭物質が規制基準を下回った。</p> <p>【臭気指数】すべての地点で10未満であった。</p>
	<p>予測・環境の保全のための措置及び評価</p>
	<p>施設からの漏洩（存在及び供用）</p>
	<p>①予測結果</p> <p>類似施設と同様にエアカーテンの設置等の悪臭防止対策を行う計画である。類似施設の調査結果を予測結果とすると、特定悪臭物質が定量下限値未満または微量（アンモニアが0.1ppm）、臭気指数が10未満である。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>ごみピットに投入扉を設け、比較的開閉速度が速い観音開き式とする等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>
	<p>煙突排ガス（臭気指数）（存在及び供用）</p>
	<p>①予測結果</p> <p>すべての予測ケースにおいて臭気指数は10未満と予測する。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。</p>

表 7-6 調査及び予測・評価結果の概要（水質）

項目	現況把握
水質	<p>①調査概要</p> <p>【通常河川水質、降雨時の河川水質】工事の実施による工事排水の放流先となる排水路1地点及び合流する相合川の上流側、下流側の2地点において、現況を把握した。</p> <p>【土壌沈降試験】対象事業実施区域の改変区域内1地点において、土壌を採取した。</p> <p>②調査結果</p> <p>【通常河川水質】水素イオン濃度、浮遊物質量のいずれも参考値を満たしていた。</p> <p>【降雨時の河川水質】降雨時の浮遊物質量は、放流先排水路で3～12mg/L、相合川上流で13～35mg/L、相合川下流で34～48mg/Lであった。</p> <p>【土壌沈降試験】浮遊物質量は1時間後には31.7%、24時間（1日）後には6.6%まで低下した。</p>
	予測・環境の保全のための措置及び評価
	コンクリート打設工事によるアルカリ排水の影響（工事の実施）
	<p>①予測結果</p> <p>造成工事、建屋工事及び管理棟工事ではコンクリートを打設するため、工事によるアルカリ排水の適切な処理が重要となる。本事業では、コンクリート打設工事による排水は、必要に応じて中和処理を行うことから、コンクリート打設工事によるアルカリ排水による影響は小さいと予測する。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>コンクリート打設面をシートにより被覆する等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>
	土地の造成に伴う濁水の影響（工事の実施）
	<p>①予測結果</p> <p>本事業では、工事による排水は濁水等を一時的に貯留する仮設沈砂池等を設置し、急激な出水や濁水及び土砂等の流出を抑制する。また、必要に応じて濁水処理設備で処理を行うことから、土地の造成に伴う濁水による影響は小さいと予測する。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>造成面は必要に応じてシートや土嚢による養生を行う等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>

表 7-7 調査及び予測・評価結果の概要（地下水の水質及び水位）

項目	現況把握
地下水の水質及び水位	<p>①調査概要</p> <p>【地下水水位、地下水の水質】対象事業実施区域周辺の1地点において、現況を把握した。</p> <p>②調査結果</p> <p>【地下水水位】地下水の月平均水位は、GL-2.38m（8月）～GL-4.21m（1月）で推移しており、降水量に応じた変動であった。また、既存施設の井戸の水位と同様の変動であった。</p> <p>【地下水の水質】いずれの項目も環境基準を満たしていた。</p>
	予測・環境の保全のための措置及び評価
	地下水の利用による地下水水位への影響（存在及び供用）
	<p>①予測結果</p> <p>計画施設ではプラント系用水の一部に地下水を利用する計画である。現在、地下水を利用する対象事業実施区域に隣接する既存施設において地下水位の著しい低下による影響は確認されていない。計画施設は既存施設よりも施設規模（処理能力）が小さくなり、地下水の利用も同等または少なくなる計画である。また、計画施設では地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握することから、地下水の利用による地下水水位への影響は小さいと予測する。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>計画施設では地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>

表 7-8 調査及び予測・評価結果の概要（地盤）

項目	現況把握
地盤	<p>①調査概要</p> <p>【地下水水位】対象事業実施区域周辺の1地点において、現況を把握した。</p> <p>【ボーリング調査（既存資料調査）】対象事業実施区域内5地点の調査結果を収集・整理した。</p> <p>②調査結果</p> <p>【地下水水位】「表 7-7 調査及び予測・評価結果の概要（地下水の水質及び水位）」に示したとおりである。</p> <p>【ボーリング調査（既存資料調査）】表土層の下位に相対密度「密な」～「非常に密な」状態の洪積層が分布していた。</p>
	予測・環境の保全のための措置及び評価
	地下水の利用による地盤沈下への影響（存在及び供用）
	<p>①予測結果</p> <p>対象事業実施区域周辺ではN値50以上を示す玉石混じり砂礫層の地層が安定して確認されており、構造物の荷重を支える良好な地盤で形成されている。現在、地下水を利用する対象事業実施区域に隣接する既存施設において地下水位の低下及び地盤沈下による影響は確認されていない。計画施設は既存施設よりも施設規模（処理能力）が小さくなり、地下水の利用も現状と同等または少なくなる計画である。また、計画施設では地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握することから、地下水の利用による地盤沈下への影響は小さいと予測する。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>計画施設では地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>

表 7-9 調査及び予測・評価結果の概要（土壌）

項目	現況把握
土 壌	①調査概要 【ダイオキシン類】対象事業実施区域近傍及びその周辺5地点において現況を把握した。
	②調査結果 【ダイオキシン類】すべての地点において環境基準値を下回っていた。
	予測・環境の保全のための措置及び評価
	計画施設の稼働において排出されるダイオキシン類が土壌中に沈着する影響（存在及び供用）
	①予測結果 【ダイオキシン類】計画施設の稼働が30年と仮定した場合、本事業による土壌中への沈着量は0.001~0.014pg-TEQ/g、将来濃度は0.602~50.714pg-TEQ/gである。 ②環境保全措置 排ガス中のダイオキシン類について、法より厳しい自主規制値の設定と遵守等を実施する。 ③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。 予測値は基準又は目標とした値を下回っていることから、基準又は目標との整合は図られていると評価する。

表 7-10(1) 調査及び予測・評価結果の概要（陸生動物）

項目	現況把握
陸 生 動 物	①調査概要 対象事業実施区域周辺200mにおいて現況を把握した。
	②調査結果 【哺乳類】4目7科10種が確認された。重要な種は確認されなかった。 【鳥類】11目27科43種が確認された。重要な種は1目2科3種が確認された。 【爬虫類・両生類】爬虫類では2目7科7種、両生類では2目5科6種が確認された。爬虫類の重要な種は1目1科1種、両生類の重要な種は2目2科2種が確認された。 【昆虫類】18目226科1,345種が確認された。重要な種は4目7科8種が確認された。 【クモ類】1目12科54種が確認された。重要な種は1目1科2種が確認された。 【陸産貝類】2目11科21種が確認された。重要な種は確認されなかった。
	予測・環境の保全のための措置及び評価
	土地の造成及び工作物の建設に伴う影響（工事の実施）
	①予測結果 動物相への影響は、生息地または餌場環境の一部が消失するものの、対象事業実施区域外に同様の耕作地は広く残ること、工作物の建設に伴う騒音・振動によって工事区域に隣接した生息環境が攪乱される可能性があるが一時的なものであり、対象事業実施区域には仮囲いをする等の環境保全措置を行うこと等から、極めて小さいと予測する。 重要な種のうち、マダラコガシラミズムシ、シマゲンゴロウは、対象事業実施区域内でしか確認されておらず、土地の造成により生息環境の対象事業実施区域内の水田や水路が消失することから生息環境や生息個体が消失すると予測する。 ②環境保全措置 対象事業実施区域内に生息する水生昆虫類については、対象事業実施区域内または周辺に生息環境を仮創出する等を実施する。 ③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。

表 7-10(2) 調査及び予測・評価結果の概要（陸生動物）

項目	現況把握
陸生動物	造成地の存在、工作物の存在及び土地の利用による影響（存在及び供用）
	①予測結果 施設の供用時における事業特性は基本的にこれまでの既存施設と同様であり、新たな環境影響要因は発生しないことから、動物相及びその生息環境の変化は極めて小さいと予測する。
	②環境保全措置 民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う等を実施する。
	③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。

表 7-11 調査及び予測・評価結果の概要（陸生植物）

項目	現況把握
陸生植物	①調査概要 対象事業実施区域周辺200mにおいて現況を把握した。
	②調査結果 【植物相】89科283種が確認された。重要な種は2科2種が確認された。 【植生】対象事業実施区域内は、メヒシバやエノコログサが優占する放棄水田雑草群落（47.6%）及び水田雑草群落（34.5%）が大部分を占めている。重要な群落は確認されなかった。
	予測・環境の保全のための措置及び評価
	土地の造成に伴う影響（工事の実施）
	①予測結果 植物相及び植物群落の影響は、水田雑草群落等に生育する湿性植物やメヒシバ、スギナ等の草本類は消失するものの、対象事業実施区域外に同様の植物相は残ること、濁水は仮設沈砂池等の設置等の対策を講じる計画であること等から、極めて小さいものと予測する。 重要な種のうち、対象事業実施区域内で生育が確認されているミズアオイについては、土地の造成により生育環境及び生育個体が消失するものの、対象事業実施区域外に同様の生育環境及び個体は残ることから影響は小さいと予測する。
	②環境保全措置 対象事業実施区域内に生育する重要な種を生育適地に移植する等を実施する。
	③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。
	造成地の存在、工作物の存在及び土地の利用による影響（存在及び供用）
	①予測結果 植物相及び植物群落の影響は、造成地の存在等により生じる日影に伴い、水田雑草群落等に生育する植物の日照量が減少し、生育環境が変化する可能性があるものの、既存施設により生じる日影の範囲にも水田雑草群落等が成立している等から、極めて小さいものと予測する。 重要な種への影響は、対象事業実施区域外の水田や水路等に生育している一部の個体については、土地の利用等の変化により、流量や流路が変化する可能性があるものの、周辺には対象事業実施区域と同様の生育環境が存在する等のことから、影響は極めて小さいものと予測する。
	②環境保全措置 民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う等を実施する。
③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。	

表 7-12 調査及び予測・評価結果の概要（水生生物）

項目	現況把握
水生生物	<p>①調査概要 排水が流入する可能性のある放流先排水路1地点、合流先の河川1地点で現況を把握した。</p> <p>②調査結果 【淡水魚類】 5科14種が確認された。重要な種は4科4種が確認された。 【底生生物】 14目24科28種の底生生物が確認された。重要な種は2目3科3種が確認された。 【付着藻類】 5綱14目27科121種が確認された。重要な種は確認されなかった。</p>
	<p>予測・環境の保全のための措置及び評価</p>
	<p>土地の造成に伴う濁水及び工作物の建設に伴う排水による影響（工事の実施）</p>
	<p>①予測結果 水生生物相及び重要な種への影響は、主要な生息地は対象事業実施区域南側の相合川や、対象事業実施区域周辺に繋がる水路であると考えられること、主要な生息環境等に工事に伴う濁水が流入する可能性があるが、仮設沈砂池等の設置等の対策を講じる計画である等のことから極めて小さいと予測する。</p> <p>②環境保全措置 工事中に発生する濁水は必要に応じて濁水処理設備で処理し、適正に処理を行った後、相合川へ放流する等を実施する。</p> <p>③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>

表 7-13 調査及び予測・評価結果の概要（生態系）

項目	現況把握
生態系	<p>①調査概要 陸生動物、陸生植物及び水生生物調査に準じた調査範囲において、生態系の構造、環境の類型区分、食物連鎖の状況、地域を特徴づける生態系の注目種(上位性、典型性、特殊性の観点から選定)の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況を把握した。</p> <p>②調査結果 【生態系の構造、環境の類型区分、食物連鎖の状況】 環境類型区分は耕作地、人口構造物、水域の3つに区分した。調査範囲は、主に水田等湿性環境と畑等乾性環境に区分され、それぞれの特性を基盤とした生態系が存在すると考えられる。全体として人為的影響が強い環境であり、生息する哺乳類や鳥類、爬虫類、両生類は人為的影響に適応可能な種が生息していると考えられ、動物相は単調といえるが、ヤマトモンシデムシやミツノエンマコガネなど、分解者に位置する腐肉や哺乳類の糞に集まる昆虫が比較的多くの種・個体数が確認されたことから、農耕地が長く存在することにより、集落付近の安定した生態系が成立していると考えられる。</p> <p>【地域を特徴づける生態系の注目種の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況】 上位性としてチョウゲンボウ、ダイサギ、典型性としてホンドタヌキ、ヒバリを選定した。調査範囲では、チョウゲンボウやダイサギが採餌等、ホンドタヌキがため糞等、ヒバリが繁殖環境としているものと考えられる。</p>
	<p>予測・環境の保全のための措置及び評価</p>
	<p>土地の造成及び工作物の建設による影響（工事の実施）</p>
	<p>①予測結果 生態系への影響は、生息地または餌場環境の一部が消失し、餌量も減少すると考えられるが、同様の環境は対象事業実施区域周辺に広く残る等のことから、注目種への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>②環境保全措置 対象事業実施区域に仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する等を実施する。</p> <p>③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>
	<p>造成地の存在、工作物の存在、土地の利用及び工作物の供用・稼働による影響（存在及び供用）</p>
	<p>①予測結果 施設の供用時における事業特性は基本的にこれまでの既存施設と同様であり、新たな環境影響要因は発生しないことから、生息環境の変化は極めて小さいと予測する。</p> <p>②環境保全措置 民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う等を実施する。</p> <p>③評価 環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>

表 7-14 調査及び予測・評価結果の概要（景観）

項目	現況把握
景観	<p>①調査概要  <b>【自然景観資源、日常的な視点かつ公共性の高い眺望点、主要な眺望点、眺望景観等】</b>対象事業実施区域から半径約2kmの範囲において現況を把握した。調査地点は5地点とした。</p> <p>②調査結果  <b>【自然景観資源】</b>対象事業実施区域及びその周辺に指定されている景観資源は存在しない。  <b>【日常的な視点かつ公共性の高い眺望点、主要な眺望点、眺望景観等】</b>            国道23号沿道：対象事業実施区域方向を見ると、樹木等で一部遮蔽されるが、対象事業実施区域の周辺が視認でき、既存施設の煙突及び建屋が眺望できる。            小俣町元町住宅地付近：対象事業実施区域方向を見ると、鉄道盛土等で一部遮蔽されるが、対象事業実施区域及びその周辺が視認でき、既存施設の煙突及び建屋が眺望できる。            明野駅：対象事業実施区域方向を見ると、既存施設等で遮蔽され、対象事業実施区域が視認できないものの、既存施設の煙突及び建屋が眺望できる。            大仏山公園：対象事業実施区域方向を見ると、既存施設等で一部遮蔽されるが、対象事業実施区域及びその周辺が視認でき、既存施設の煙突及び建屋が眺望できる。            宮川大橋：対象事業実施区域方向を見ると、建築物等で遮蔽され、対象事業実施区域が視認できないものの、既存施設の煙突及び建屋が眺望できる。</p>
	<p>予測・環境の保全のための措置及び評価</p>
	<p>造成地の存在及び工作物の存在による景観への影響（存在及び供用）</p> <p>①予測結果            各地点で計画施設の煙突及び建屋が視認される。現況と比較して、煙突高さや建屋の見え方は少し変化するものの、壁面の彩度を落ち着いた色彩、敷地境界の緑化等の環境保全措置を行うことにより、対象事業実施区域の周辺景観と調和した景観を形成するものと予測する。</p> <p>②環境保全措置            落ち着いた色彩等に配慮する等を実施する。</p> <p>③評価            環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>

表 7-15 調査及び予測・評価結果の概要（廃棄物等）

項目	予測・環境の保全のための措置及び評価
廃棄物等	建設発生土及び建設副産物の発生（工事の実施）
	<p>①予測結果</p> <p>【残土】造成工事、建設工事（山留・掘削工事）に伴う発生土は、約7,500m<sup>3</sup>が発生すると予想されるが、場内の盛土として全量を再利用することから残土は発生しないと予測する。</p> <p>【建設副産物】主な副産物として、がれき類、金属くず、廃プラスチック類、ガラス及び陶磁器くず、木くず、紙くず、廃石膏ボード、混合廃棄物が発生し、発生量が450t、有効利用料が344t、処分量が106tと予測する。これらの副産物は、分別の徹底を図り、可能な限り再資源化を行う。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底する等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>
	計画施設の稼働に伴う焼却残渣等の発生（存在及び供用）
	<p>①予測結果</p> <p>焼却灰が12.9t/日、焼却飛灰が6.3t/日発生すると予測されるが、外部委託により全量を資源化する計画である。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用いる等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>
既存工作物の撤去（既存工作物の撤去）	
	<p>①予測結果</p> <p>既存施設の解体工事に伴う廃棄物は、コンクリート塊や金属くず、廃プラスチック類等であり、可能な限り再資源化を図るように努める。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底する等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>

表 7-16 調査及び予測・評価結果の概要（温室効果ガス等）

項目	予測・環境の保全のための措置及び評価
温室効果ガス等	工作物の供用・稼働、エネルギーの使用による温室効果ガス等の排出量及び削減量（存在及び供用）
	<p>①予測結果</p> <p>温室効果ガスの排出量は、一般廃棄物（廃プラスチック、合成繊維を含む）の焼却によるものが16,356t-CO<sub>2</sub>/年、エネルギーの使用によるものが207t-CO<sub>2</sub>/年、合計16,563t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。また、売電による削減量は7,120t-CO<sub>2</sub>/年、温室効果ガス削減の程度は43.0%と予測する。</p> <p>②環境保全措置</p> <p>施設の設備機器及び照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める等を実施する。</p> <p>③評価</p> <p>環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避または低減されていると評価する。</p>

## 第8章 事後調査の実施計画

事後調査は、技術指針の「第14 事後調査の検討」に基づき、以下の事項に該当する場合について行うものである。

- ・予測の不確実性の程度が大きいもの
- ・効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じようとするもの
- ・環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの
- ・環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの
- ・その他必要と認められるもの

施設の運営・維持管理において実施する各種測定の実施項目を考慮し、本事業の実施に伴う環境影響に係る事後調査の必要性を検討した結果、大気質（計画施設からの排出ガス）、陸生動物（土地の造成、工作物の建設）、陸生植物（土地の造成）について事後調査を行うこととした。

事後調査実施の判断結果は表 8-1に、事後調査実施の内容は表 8-2に示すとおりである。

表 8-1(1) 事後調査実施の判断結果

環境要素	環境要因		事後調査実施の判断					実施判断	運営・維持管理における測定の実施
			不確実性の程度が大きいものの	知見不十分な環境保全措置	継続的な監視が必要なもの	環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの	その他必要と認められるもの		
大気質	工事の実施	建設機械からの排出ガス	—	—	—	—	—	実施しない	
		工事用車両からの排出ガス	—	—	—	—	—	実施しない	
		工事箇所からの降下ばいじん	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	計画施設からの排出ガス	—	—	—	—	○注3)	実施する	○注4)
騒音	工事の実施	重機の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
		工事用車両の走行による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	施設の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	○注5)
		関係車両の走行による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
振動	工事の実施	重機の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
		工事用車両の走行による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	施設の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	○注6)
		関係車両の走行による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
低周波音	存在及び供用	施設の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
悪臭	存在及び供用	施設からの漏洩	—	—	—	—	—	実施しない	○注7)
		煙突排ガス	—	—	—	—	—	実施しない	
水質	工事の実施	コンクリート打設工事によるアルカリ排水の影響	—	—	—	—	—	実施しない	
		土地の造成に伴う濁水の影響	—	—	—	—	—	実施しない	
地下水の水位及び水質	存在及び供用	地下水の利用による地下水位への影響	—	—	—	—	—	実施しない	
地盤	存在及び供用	地下水の利用による地盤沈下への影響	—	—	—	—	—	実施しない	

注1) 「—」: 該当しない 「○」: 該当する

注2) ■: 事後調査項目として選定した項目を示す。

注3) 計画施設からの排出ガスに伴う大気質は、地元住民の関心が高いダイオキシン類について事後調査を行う。

注4) 排出ガス中の大気汚染濃度物質を測定する。

注5) 敷地境界の騒音を測定する。

注6) 敷地境界の振動を測定する。

注7) 敷地境界の悪臭を測定する。

表 8-1 (2) 事後調査実施の判断結果

環境要素	環境要因		事後調査実施の判断					実施判断	運営・維持管理における測定の実施
			不確実性の程度が大きいものの	知見不十分な環境保全措置	継続的な監視が必要なもの	環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの	その他必要と認められるもの		
土壌	存在及び供用	計画施設の稼働において排出されるダイオキシン類が土壌中に沈着する影響	—	—	—	—	—	実施しない	
陸生動物	工事の実施	土地の造成	○	—	—	—	—	実施する	
		工作物の建設	○	—	—	—	—	実施する	
	存在及び供用	造成地の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		土地の利用	—	—	—	—	実施しない		
陸生植物	工事の実施	土地の造成	○	—	—	—	—	実施する	
	存在及び供用	造成地の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		土地の利用	—	—	—	—	実施しない		
水生生物	工事の実施	土地の造成	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の建設	—	—	—	—	—	実施しない	
生態系	工事の実施	土地の造成	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の建設	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	造成地の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		土地の利用	—	—	—	—	実施しない		
景観	存在及び供用	造成地の存在及び工作物の存在による景観への影響	—	—	—	—	—	実施しない	
廃棄物等	工事の実施	建設発生土及び建設副産物の発生	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	計画施設の稼働に伴う焼却残渣等の発生	—	—	—	—	—	実施しない	
温室効果ガス等	存在及び供用	工作物の供用・稼働、エネルギーの使用による温室効果ガス等の排出量及び削減量	—	—	—	—	—	実施しない	

注1) 「—」: 該当しない 「○」: 該当する

注2) : 事後調査項目として選定した項目を示す。

表 8-2 事後調査実施の内容

環境要素	環境要因		調査項目	調査地点	調査方法	調査頻度・時期	評価基準
大気質	存在及び供用	計画施設からの排出ガス	ダイオキシン類	対象事業実施区域1地点及び周辺5地点 (現地調査と同様)	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成20年3月環境省)に定める方法	事業活動が定常状態となる時期 2季/年 (各1週間)	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)に基づく環境基準と整合が図られているか否かを評価
陸生動物	工事の実施	土地の造成 工作物の建設	重要な種(ヤマトモンシテムシ)	環境保全措置の実施点	移設を行う種(ヤマトモンシテムシ)に対する環境保全措置の実施状況を調査	環境保全措置の実施後、工事中の初夏に1回	環境保全措置の実施により、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている否かを評価
陸生植物	工事の実施	土地の造成	重要な種(ミズアオイ)	環境保全措置の実施点	移植を行う種(ミズアオイ)に対する環境保全措置の実施状況を調査	環境保全措置の実施後、工事中の春季及び夏季から秋季に各1回 (合計2回)	環境保全措置の実施により、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている否かを評価

## 第9章 その他

### 9-1 環境影響評価準備書の作成者及び業務受託者の氏名及び住所

#### 9-1-1 環境影響評価準備書の作成者

名 称：伊勢市

住 所：三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

代表者：伊勢市長 鈴木 健一

#### 9-1-2 業務受託者の氏名及び住所

名 称：八千代エンジニアリング株式会社 三重事務所

住 所：三重県津市丸之内33-17 ナイトービル3F

代表者：所長 津野 博司

### 9-2 事業内容等に関する問い合わせ窓口

窓 口：伊勢広域環境組合 業務課

住 所：三重県伊勢市西豊浜町653番地

電 話：0596-37-1218